取引稅（賣上稅）創設に關する要綱

‖附 主要國財政現況‖

昭和十三年六月

國政研究會

6746

注 意 事 項

○資料は大切に扱いましょう。
○資料は転貸借はお断りします。
○15日間の期限に必ず返して下さい。
○資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話（0272）㉛3008番

取引稅（賣上稅）創設に關する要綱

═附主要國財政現況═

國政研究會

昭和十三年六月三十日調

取引稅（賣上稅）創設に關する要綱

‖附 主要國財政現況‖

序

本書は新に百億圓の公債を發行するとして其の利子支辨のため増税を行ふと假定し、其の増税は取引税（賣上税）を創設して其の所要額

公債利子　三五〇、〇〇〇千円

取引税創設に伴ひ物品税廢止のため生ずる補塡財源　六四、〇〇〇

計　四一四、〇〇〇

を調達することとし之に関する諸般の調査をなしたるものである、而して其の要領は

(1)　先づ増税の限度を檢討するため國民所得を改定して其の計算をなしたること

(2) 課稅率については之を一回限り又は數回課稅の場合に分ちて計算したること

(3) 佛、獨、蘇における取引稅（賣上稅）制度を研究したること

(4) 本稅創設に關し常に引合に出される舊營業稅竝物品特別稅及物品稅の制度要綱を調査したること

(5) 尚ほ參考として日、英、米、佛、獨、伊等主要國における財政現況を調査したること

等にして以て參考に供するものである。

昭和十三年六月

國政研究會

目錄

第一編 取引稅（賣上稅）創設に關する要綱……一頁

第二編 營業稅の要綱……一二三

第三編 北支事件特別稅法中物品特別稅の要綱……一六五

第四編 支那事變特別稅法中物品稅の要綱……一九九

○

第五編 主要國財政現況……二五三

第一編

取引税（賣上税）創設に關する要綱

目　録

一　國債百億圓の利子……九
二　現行物品稅……一〇
三　財源所要總額……一一
四　馬場財政における取引稅法案要綱……一二
(イ)　課稅範圍……一二
(ロ)　免稅範圍……一五
(ハ)　課稅標準……一七
(ニ)　納稅義務者……一八
(ホ)　稅率……一九
(ヘ)　課稅方法……一九
五　馬場財政における取引稅を課し得へき取引高……二〇

六　馬場財政における取引稅……二一
七　馬場財政における稅制改革と取引稅……二二
八　右に對する非難……二九
九　非難に對する批判……三八
○
一〇　取引稅の創設……三九
(イ)　一回限り課稅の場合……三九
(ロ)　數回課稅の場合……四一
(ハ)　改定課稅取引高に對する分……四二
(1)　一回限り課稅の場合……四三
(2)　數回課稅の場合……四三
一一　取引稅と所得稅の比較……四四
一二　增稅の限度に關する檢討……四五

(イ)　昭和九年度以降における租稅收入……四六
(ロ)　昭和九年國民所得に對する昭和九年度租稅收入の割合……五〇
(ハ)　昭和九年國民所得に對する昭和十三年度租稅收入の割合……五一
(ニ)　國民所得の改定……五二
(ホ)　改定國民所得と昭和十三年度租稅收入の割合……五九
(ヘ)　租稅收入の改定……六一
(ト)　租稅收入改定による增稅の限度と取引稅……六三
三　佛獨における取引高稅及賣上稅……六五
(イ)　佛國……六五
單一取引高稅制度の大要……七〇

(ロ) 獨逸
賣上稅制度の大要 …… 七九
一四 蘇聯邦における取引稅 …… 八〇
(イ) 蘇聯邦豫算 …… 八七
(ロ) 取引稅の豫算 …… 八七
一五 主要外國における取引稅 …… 九〇
九五

○

計表

一 原料より完成品に至るまでの工程及賣上稅表 …… 三三

一 昭和九年度以降租稅收入内譯表 …… 四八
一 所得稅における所得額總表 …… 五四
一 第一種所得稅における所得額表 …… 五五
一 第二種所得稅における所得額表 …… 五六
一 第三種所得稅における所得額表 …… 五七
一 一九三六年度取引高稅收入及所得稅豫算額表（佛國） …… 六六
一 主要外國取引稅（賣上稅）一覽表 …… 九六

取引稅（責上稅）創設に關する要綱

一

國債の發行額

一〇、〇〇〇、〇〇〇千円

國債百億円の利子

三五〇、〇〇〇

に對する利子は年利三分半として

である。

現行物品稅

右國債利子三億五千萬圓に充當するため增稅を行ふとして試に取引稅（賣上稅）を取上げる。

然るに取引稅（賣上稅）を行ふとするならば現行稅法中の物品稅

昭和十三年度　五三、九一〇千円

平　年　度　大四、六二〇

を廢止するため其の財源補塡を要する。

財源所要總額

故に財源所要額は

國債利子の分　三五〇、〇〇〇千円

物品稅廢止財源補塡の分　大四、〇〇〇

計　四一四、〇〇〇

である。

馬場財政における取引稅法案要綱

我國において取引稅（賣上稅）に關しては廣田內閣において馬場藏相により計畫せられたる取引稅法案があ

る、而して該法案は第六十九回帝國議會に提出せられたるが内閣更迭し後継内閣たる林内閣の結城藏相は該法案を撤回したのである。

次で近衛内閣の賀屋藏相により物品特別税並に物品税が計畫せられ昭和十二年度以降施行せられてゐるが取引税（賣上税）として見るときは小規模のものである。

故に參考として取引税法案の要綱を左に掲げる。

○

(イ) 課税範圍

取引税法施行地において營業者が營業として行ふ取引に對し課税する、而して營業とは左に掲ぐる營業（鑛業又は砂鑛業を含む）をいふ

一、物品販賣業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものの販賣を含む）
二、銀行業
三、無盡業
四、信託業
五、保險業
六、金錢貸付業
七、物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものの貸付を含む）
八、製造業（物品の加工修理を含む）
九、瓦斯供給業
十、電氣供給業
十一、運送業（航空運送を含まず）
十二、運送取扱業

十三、倉庫業
十四、請負業
十五、印刷業
十六、出版業
十七、寫眞業
十八、席貸業
十九、旅人宿業（下宿を含み木賃宿を含まず）
二十、料理店業
二十一、周旋業
二十二、代理業
二十三、仲立業
二十四、問屋業

又營業者とは本法施行地に營業場を有し前項の營業を爲す者を

いふ。

○

左記の取引は課稅外とする。

(ロ) 免稅範圍

一　政府の發行する官報及印紙切手類の販賣
二　政府の專賣品の販賣
三　政府又は日本銀行に對する貨幣地金の販賣
四　政府に納入する軍艦、兵器及彈藥の製造又は販賣
五　新聞紙法に依る新聞紙（普通雜誌と稱するものを除く）の發行、販賣又は取次

六　小學校の教科用圖書の發行、販賣又は取次
七　米穀の販賣、仲立、取次又は精白
八　繭、蠶種及蠶絲の製造、販賣、仲立又は取次
九　肥料の製造、販賣、仲立又は取次
十　水道條例に依る水の供給
十一　再保險
十二　輸出取引
十三　自己の收穫したる農產物、林產物、畜產物若は水產物の販賣又は之を原料として製造若は加工したる物の販賣但し特に營業場を設けて爲す場合を除く
十四　有價証券移轉稅又は取引所取引稅を課せらるる取引には取引稅を課せず、但し取引所取引稅を課せらるる商品の賣買取引にして受渡に依り決濟せられたるものは課稅する

（ハ）課稅標準

本稅の取引金額といふのは左の金額をいふ。

一　物品販賣業に在りては賣上金額

二　銀行業に在りては貸付利息、割引料、手數其の他、取引より生ずる收入金額にして此等の性質を有するもの

三　無盡業に在りては無盡利益金、入札差金益、貸付利息其の他取引より生ずる收入金額にして此等の性質を有するもの

四　信託業に在りては信託報酬、貸付利息、手數料其の他取引より生ずる收入金額にして此等の性質を有するもの、但し

取引金額を課稅標準とする、但し三萬圓未滿の者には課稅しない。

○

信託財産運用の方法として急す貸付の利息を除く

五　保険業に在りては拂込保険料額（生命保険及傷兵保険に在りては拂込保険料額の十分の七に相當する金額を控除したる金額）貸付利息其の他取引より生ずる收入金額にして此等の性質を有するもの、但し責任準備金運用の方法として爲す貸付の利息を除く

六　運送取扱業、周旋業、代理業、仲立業及問屋業に在りては報償金額

七　其の他の營業に在りては其の取引より生ずる收入金額

○

(二) 納稅義務者

取引稅は取引を爲したる營業者が納付する。

○

(ホ) 稅率

取引稅の稅率は左の如くである。

一　一般　千分の一

二　百貨店　千分の三

○

(ヘ) 課稅方法

取引稅の課稅方法は左の如くである。

一　納税義務者（前年取引三萬円以上ありたる者）をして毎月の取引金額を翌月十日迄に申告せしめ其の月中に納税せしむる、法人には各事業年度終了後三十日以内に納税せしむる

二　申告書の提出なきとき又は政府において申告を不相當と認めたるときは政府は課税標準額を決定し之を納税義務者に通知する

五

馬場財政における取引税を課し得へき取引高

此の馬場財政における取引高は約四百億圓乃至五百億圓であったが

六

馬場財政における取引税

右馬場財政―昭和十二年度―において計畫せられたる取引税は

昭和十二年度分	三〇、二五〇	千円
平年度分	三三、〇〇〇	千円

(1)　米穀、繭、蠶絲及肥料等を課税外におきたると

(2)　前年中の取引金額が三萬圓未滿の者は納税を要せざるとのため課税取引高は約三三、〇〇〇、〇〇〇千円であるが

にして取引高に對し稅率は千分の一であった。但し百貨店[二]に於ける取引は千分の三である。

七

馬場財政における稅制改革と取引稅

馬場藏相は昭和十一年九月二十二日「稅制改革案の要領」中において取引稅（賣上稅）を創設することを發表したのである。

次で大藏省主稅局は「稅制改革の要領」を發表し取引稅（賣上稅）に關し左の如く說明したのである。

○

(1) 流通稅を整備し新に（有價證券移轉稅及）取引稅（賣上稅）を創設すること

流通稅は租稅制度上其の發達は古いのであるが、流通經濟の發達と共に常に發達する傾向を持つてゐる。

我國における流通稅は其の時々の財政上の必要に應し創設せられ、從來の稅制整理においても全般的の整理を試みられたことがなかつた。從つて體系として整備せざるばかりでなく凡ての流通經濟を捕捉することに缺け、殊に動產の流通を捕捉せざる大きな不備があつた。改革案は各稅間の負擔の權衡を是正すると共に（有價證券移轉稅及）取引稅（賣上稅）を創設し以て流通稅の整備をなすこととした。[一]

斯くて改革案は

一、直接稅の體系は所得稅を中樞とし收益稅及財產稅を[二]

以て補完することを(2)

二、間接稅については所謂社會大衆の生活を脅威せざる程度の增稅に止むること

と相俟つて直接稅、間接稅及流通稅に亘つて理論上においても實際上においても整備擴充せられ、近時國家の理想とする租稅體系を整ふるに至つた(3)(4)

取引稅（賣上稅）

我國の租稅制度を見るに流通稅が最も貧弱であつて、之が整備の必要あることは上述した。

取引稅（賣上稅）は今日多數の國家において採用せられつつある流通稅であつて、今回の改革案がこの取引稅（賣上稅）を採用して流通稅の整備を圖らんとするのは正に適當なる措置といはねばならぬ。

從來我國においては、不動産の流通に對しては寧ろ重きに過ぎる程の課稅が行はれて來たが、國民經濟の發展に伴ひ益々增大しつつある動産の流通交換に對しては殆ど見るべき課稅が存しなかつた。

取引稅（賣上稅）は有價證券移轉稅と共に我國流通稅制度における其の缺陷を補はんとするものである。

取引稅（賣上稅）については種々の非難の存することは考へ得られるが、其の議論が實際問題として相當考慮に値するに至るのは稅率が相當に高い場合に限られる。

例へば獨逸、佛蘭西等における如く百分の二（筆者註佛國の分は其の後百分の八となる）といふが如き稅率によるとすれば、非常に巨額な收入が得られる半面において、種々の弊害の存することも亦認容せねばならぬ所であらう。

然し若し今回の改革案において種々の非難は實際的には殆ど問題となり得ないのであらう。元來、取引稅（賣上稅）は流通稅であるから其の負擔の全部が消費者に轉嫁されるものではないが、假りに相當程度轉嫁せられたとしても、其の負擔は大體において各人の消費力に應じたものとなるのであつて、大なる所得を有し從つて消費高の大なるものはそれだけ多く、反之所得少く消費高の小なるものはそれだけ少く負擔することになるのみならず、米、繭、肥料等の物品には免稅するのであるから小所得者や農業者の負擔は餘程緩和せられる譯である。

尙營業收益稅を存置しながら取引稅（賣上稅）を創設するのは營業者に對する重複課稅であるといふ議論があるが、取引稅（賣上稅）は財貨の流通交換に對して課する流通稅

であつて營業稅ではないから此の議論は當らない。

更に今回の取引稅（賣上稅）においては三萬圓といふ免稅點が設けられると共に、百貨店には高い稅率によつてゐる、これは中小商工業者の負擔を幾分にても緩和せんとするの意圖に出づるものであつて、今日の情勢から見て至當の措置といひ得るであらう。

と、間接に中小商工業者の營業を有利ならしめんとするの

取引稅（賣上稅）の要領を簡單に說明するに、先づ課稅の範圍は大體現行營業收益稅の課稅營業の範圍と歩調を一にすることになる。稅率は上述の如く一般には千分の一といふ低率とし、唯百貨店に對しては千分の三とした。種々の免稅品の存することも上記の通りであるが、他の流通稅例へば取引所取引稅、有價證券移轉稅等との重複課稅を避く

るため適當なる規定を設けられることとなる。最後に課稅方法は、原則として、納稅義務者に毎月申告せしめ、大體此の申告に基き毎月納稅せしむることになるであらう(5)

註記

(1) 昭和十一年十月十四日週報第一號

(2) 〃

(3) 〃

(4) 〃

(5) 〃

右に對する非難

右取引稅（賣上稅）に對しては、其の性質から見ても、其の影響から見ても又其の運用の點からも種々なる非難か行はれたが、總括すれば凡そ左の如くである。

○

(1) 課稅標準と稅率に關する點である

本稅は利益歩合の厚薄を無視してゐる、卸賣たると小賣たるとを問はない、問屋手數料をさへ同一に扱つてゐる、又商品の廻轉數の多寡をも論せない、此等は果して負擔の均衡を得たものといへやうか、殊に其の課稅過程が頗る廣く、各國の立法例—百貨店的奢侈品的製造品的のもの—と異なり一般賣上稅たる點と異なり、稅率の如きも何等の差別を

設けてみないことは果して適當であらうか

舊營業稅法の外形標準課稅時代においてすらも、物品販賣業の賣上金額を卸賣と小賣とに分ち更に之を販賣物品の種類によりて甲、乙に區分し、各異なる稅率を適用した、（卸賣甲萬分の八、乙萬分の十二、小賣甲萬分の二十、乙萬分の三十）（此の區分についてすらも常に物議を醸してゐた）又收入金額、請負金額、報償金額の如き各異なりたる稅率を適用した、然るに、取引稅が、總ての取引――免稅品はあるが――に同一率を課するが如きは、産業組織の實際をも顧みず、取引界の實情と、商品の生産分配の實情とを無視するものであつて、其の影響の恐るべきものがある、又其の稅率も安いとはいへない、要するに本稅の創設は收入第一主義の概念に墮せる傾あるものといはざるを得ない(二)

本稅の施行は物價騰貴を招き、國民生活を不安ならしむる虞ある點である

本稅施行の範圍は頗る廣いから、廣範圍に亘る消費稅ともみるべく、殊に商品の廻轉數をも利益率の厚薄をも顧みないから、生産者から問屋へ、問屋から仲買へ、仲買から卸賣へ、卸賣から小賣へ、小賣業者から消費者へ、と廻轉する毎に課せられる、殊に商品によつては其の廻轉度數の多きもの程多く課稅せられる、甚しきは生産會社が自己系統の販賣會社へ生産品を渡した場合でも課稅せられる、少くとも十數回の課稅を免れないから、勢ひ物價を騰貴せしめ、國民生活には不安を與へることになる、殊に稅そのものは結局消費者に轉嫁されるから、大衆を脅すに至ること明かである、外國でこの稅を雪崩稅と呼んでゐるが、實に其の通りである、商品が動く都度課せられた稅が積り積つて消

費者の頭上に雪崩の如く落ちて來るに違ひない、(二)如何に收入が減少しけれぱとてかかる結果を招く點は、決して良稅とはいへない、のみならず消費者の負擔を輕減せずとになるから、結局國民負擔を不均衡化せしむる原因となるではないか、本稅は要するに非常時においてのみ許さるべきであらう(2)

○

今其の一例として纖維關係業者の調査による原料より完成品に至るまでの工程と賣上稅の關係を示せば左の如くである(3)

原料より完成品に至るまでの工程及賣上稅表

（單位　棉花　三五〇斤＝綿糸廿番手一梱＝　綿綾　六一反）

商品經路	取扱者	商品	原料價格	生産費加工費	口錢	賣上金額	稅 1/1000	賣上稅累計
(1)	棉花輸入商又は商	棉花	一七七〇〇〇円	—	相場の變動による利益の外廻り口錢を取るの餘地なし	一七七〇〇〇円	一七七	一七七
(2)	紡績會社	綿絲	一七七〇〇〇	二五五〇〇	一二〇〇〇	二一四五〇〇	二一五	三九二
(3)	綿絲問屋	綿絲	二一四五〇〇	—	五〇〇	二一五〇〇〇	二一五	六〇七
(4)	地方綿絲商	綿絲	二一五〇〇〇	一	大〇〇	二一五六〇〇	二一六	八二三
(5)	機業家	生地綿布	二一五六〇〇	二四四〇〇〇	口錢は加工費に含む	二四〇〇〇〇	二四〇	一〇六三
(6)	生地綿布問屋業	生地綿布	二四〇〇〇〇	一	三〇五〇	二四三〇五〇	二四三	一三〇六
(7)	染色加工業	加工綿布	二四三〇五〇	二六六〇〇	口錢は加工費に含む	二七九六五〇	二八〇	一五八六
(8)	加工綿布問屋業又は直輸出商	加工綿布	二七九六五〇	一	一五二五	二八一一七五	二八一	一八六七
(9)	加工綿布商又は取次輸出商及小賣業	加工綿布	二八一一七五	一	一五二五	二八二七〇〇	二八三	二一五〇

本税の施行は企業の獨占化を促し、且つ國民思想を惡化せしむる虞ある點である。

賣上税を免かれ利益を擧けるためには原料から製品に至る迄の一貫作業を行ひ、商品の移轉回數を一回にすれば宜い、そこで大資本の經營を行ふに至る勢を助成する、大きな百貨店が工場を兼營し農園を買收する、今でもこの傾があるが更に進んで行くであらう、即ち企業の獨占化が極端に行はるるとせば中小商工業保護の政策も帳消しにならうといふ譯である、又一方には營業者が取引高の申告で、營業收益と所得の實體が明かにされる——恐らくそこが當局の覗ひ所であらう——から已むを得ず取引高を誤魔化して申告するに至るか、然らざれば商品の盥廻しの度數を抜きにする工夫をしやう、勿論税務官廳は取締を講ずるであらうが、

營業收益税の施行によりて折角改善せられたに拘はらず、再び舊營業税時代に屢々實驗したる官民間の紛擾を繰かへすことになりはせぬか、何れにしても正直者が損をして狡い者が免れて恥なき結果を見るに至らば、他方の企業獨占化の社會的影響と相俟つて、國民思想の惡化を招來しはせぬか、實に心配せざるを得ない(4)

本税收入の增大化する虞ある點である。

政府は本税は三千萬圓を擧げるものとしてゐるが、試に舊營業税法最後の大正十五年における物品販賣業の賣上金額を見るに、

卸賣	百二十七億四千百萬、	小賣四十億四百萬圓
合計	百六十七億四千五百萬圓で、	大正九年のそれは二百五

億七千萬圓である、然も其の額は大體申告の額である、其の後十數年の今日其の金額は倍加してゐるものと見てよか

う、假に此の内三萬圓以上のものを二百億圓と見ても、稅率千分の一は直に二千萬圓となる、其の他の營業の請負收入、報償金額を集めればどうしても、政府の收入見積は過少でないかと思へる、若し政府が申告の取締りを嚴化すれば、其の開きは一層大きくなる、更に何かの機會に稅率を上げれば、直に收入を增大することはいふ迄もない、彼の佛國が本稅により五十億フランを擧げ（租稅總額の一四%）獨逸が十三億五千マルク（租稅總額の二〇%）を擧げてゐる例を顧みれば、其の結果は想像に餘りある、何と油斷のならぬ稅ではないか、(5)

（筆者註）

租稅收入　取引稅（賣上稅）　割合

佛國

	千法	%
一九三五年度實績	三九、四九四、八七六	一四・八
一九三六年度豫算	三四、二〇九、五一六	一七・六
一九三七年度豫算	三六、八八八、二四一	一一・四

獨逸

	千國幣	%
一九三二年度實績	六、六四七、〇〇〇	二〇・四
一九三六年度實績	一一、四九二、四一九	二〇・八

註記

(1) 勝正憲著 稅制改革と納稅者　頁 一五七―一五八
(2) 〃
(3) 大田正孝 新增稅胸算用　中央公論 昭和十二年一月號附錄　一五八―一五九
(4) 勝正憲著 稅制改革と納稅者　二九　一五九―一六〇
(5) 〃　一六〇―一六一

非難に對する批判

前記の如き非難は平常においては首肯し得べきも、今は戰時である、戰時財政において財源の一部充當のためには、之が施行は止むを得ないのである、殊に收入の增大化するといふことは施行の目的に副ふものである、之がため物價が暴騰するやうなことがあれば、別に調整又は取締の方法を講ずればよい、本稅施行は大衆をして漏れなく戰費の一部を負擔せしむる上において有意義である。

唯た本稅が所得の多少に拘はらず一律に課稅せらるるを以て少所得者の負擔が多額所得者に比し過重に陷る勝ちとなる點あるも之は所得稅及臨時利得稅の課稅において調整すればよろしいのである。

取引稅の創設

次に取引稅（賣上稅）を創設するとして課稅し得べき取引高を

三三、〇〇〇、〇〇〇千円

とする、而して之に對する課稅額を

四一四、〇〇〇千円

とするときは課稅率は次の如くである。

○

(イ)一面限り課稅の場合

現行の支那事變特別稅法中の物品稅の如く「小賣業者の販賣」又ハ「製造場より移出」の場合において一面

限り賦課するには、先つ取引町数を豫定するを要す、而して其の町数を假りに

六　町

とせんか一町分の取引高は

五、五〇〇、〇〇〇千円

にして課税額

四一四、〇〇〇千円

なるを以て課税率は

七・五二八%

である。

○

(ロ)町数課税の場合

然るに前記の如く一町限りの課税に止めず、取引の度毎に課税するとせんか

取引税	三三、〇〇〇、〇〇〇千円
課税高	四一四、〇〇〇

にして其の課税率は

一・二五五%

である。

○

若し課税し得べき取引高三百三十億圓に對し免税点を引下げ又は免税範圍の縮小を行ひ且つ物價騰貴

(イ)改定課税取引高に對する分（昭和八年＝一〇〇。日銀調卸賣物價 昭和十一年一〇九 同十三年三月一三九・七）

取引高（四百億円－五百億円の平均）

内

免税点関係

差引課税取引高

免税点の縮小見込（免税点関係か半額）

計

右に對し物價三割騰貴見込

合計（課税取引高）

なるを以て改定課税取引高を

一二、〇〇〇、〇〇〇	
三三、〇〇〇、〇〇〇	
六、〇〇〇、〇〇〇	
三九、〇〇〇、〇〇〇	
一一、七〇〇、〇〇〇	
五〇、七〇〇、〇〇〇	

四五、〇〇〇、〇〇〇 千円

とする。

右改定課税取引高に對し課税する場合は左の如くである。

(1) 一回限り課税の場合（六回取引）

課税取引高	一回分	八、三三四、〇〇〇 千円
課税額		四一四、〇〇〇
課税率		四・九六八%

(2) 数回課税の場合

課税取引高	五〇、〇〇〇、〇〇〇
課税額	四一四、〇〇〇
課税率	〇・八二八%

取引税と所得税の比較

右取引税（賣上税）を所得税と比較するときは

所得税		
昭和十三年度額		千円
増加額		大四八、大七九
計（平年度）		一五、〇五一 (1)
取引税（賣上税）		大大三、七三〇
差引減	△	四一四、〇〇〇
		二四九、七三〇

にして所得税に對し取引税は大二%の割合である。

註記

(1) 第七十三議會成立昭和十三年度歳入歳出豫算額及前年度豫算額比較表（國政研究會調）

増税の限度に関する検討

然らば我國において増税を行ふとするならば其の限度は何程であるか其の計算は次の如くである。

(イ) 昭和九年度以降における租税収入

○ 昭和九年度以降の一般會計における租税収入額は

	千円	(割合)
昭和九年度（決算）	一、一四六、七九七	一〇〇・〇%
十年度（〃）	一、二二一、八四三	一〇・七
十一年度（〃）	一、三七五、七三五	一二・〇
十二年度（豫算）	一、七一〇、七二九	一四・九
十三年度（〃）	二、一七四、三八一	一九・〇

にして其の比較増減は左の如くである。

	各前年度に対する増△減	累計
昭和九年度		七五、〇四六千円
十年度	七五、〇四六千円	
十一年度	一五三、八九二	二二八、九三八
十二年度	三三四、九九四	五六三、九三二
十三年度	四六三、六五二	一、〇二七、五八四

○ 昭和九年度以降租税収入内譯は左表の如くである。

昭和九年度以降租稅收入内譯表

	昭和九年度（決算）	同十年度（決算）	同十一年度（決算）	同十二年度（豫算）	同十三年度（豫算）
經常部					
租稅	円 四三、一八三、四九五、七七〇	円 八九九、八九九、三七七、九五〇	一、〇〇七、〇八〇、四九三、五九〇	一、二五〇、七三二、三五四、〇〇〇	一、五七一、一四一、〇四七、〇〇〇
印紙收入	七八、〇二六、七九八五五	七八、六四一、二八一、九九八	九三、八三二、七七九、四三一	八六、七四三、四九三、〇〇〇	一〇〇、〇五六、一八四、〇〇〇
專賣局益金	一九二、五七一、〇一三、五五〇	一九七、五六二、五三〇、二八三	二一五、一六六、八一〇、七三四	二三五、一〇四、六三四、〇〇〇	二五四、〇五〇、〇一七、〇〇〇
日本銀行納付金	三三、〇六、一〇九、二七〇	一九、五五四、九三〇、五五〇	一四、九八四、二九一、八四〇	一三、〇八七、五六一、〇〇〇	一五、〇六六、〇八六、〇〇〇
計	一、一四六、七九七、四七八、四四五	一、一九五、六五八、一三〇、七六一	一、三三一、〇五四、二七五、五七五	一、五八五、六五八、〇三二、〇〇〇	一、九四六、三一三、三四〇、〇〇〇
臨時部					
臨時利得稅	〇	二六、一八三、九五三、四二〇	四四、六八一、一四五、九九〇	五八、五三二、六五八、〇〇〇	一一七、〇九〇、五〇八、〇〇〇
利益配當稅	〇	〇	〇	〇	三六、六三七、〇六〇、〇〇〇
公債及社債利子稅	〇	〇	〇	〇	二、〇七九、五三八、〇〇〇
通行稅	〇	〇	〇	〇	七、九六、〇九八、〇〇〇
入場稅	〇	〇	〇	〇	一〇、三四七、〇〇〇
特別入場稅	〇	〇	〇	〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
物品稅	〇	〇	〇	〇	五三、九一九、三六二、〇〇〇
北支事件特別稅	〇	〇	〇	〇	〇
戰時利得稅	八〇、〇〇〇	一、三七〇、六六〇	〇	六六、五四八、三六一、〇〇〇	〇
計	八〇、〇〇〇	三六、一八五、三三四、〇八〇	一三五、〇七一、〇一九、〇〇〇	一三五、〇七一、〇一九、〇〇〇	二三八、〇六八、二九二、〇〇〇
合計	一、一四六、八七七、四七八、四四五	一、二三一、八四三、四四四、八四二	一、三七五、七三五、五二一、五六五	一、七一〇、七二九、〇五一、〇〇〇	二、一七四、三八一、八二六、〇〇〇

備考

一、本表の租稅收入は科目に拘泥せず實質的に租稅に屬するものを集計したるものにして、專賣局益金、印紙收入

（本收入中には税以外の税関雑收入及罰金科料等を含めるも之等の金額は五。税に属する金額に比し僅少なると、決算上其の區分をなし得さるを以て全部を税と見做して取扱ふ。）及日本銀行納付金（兌換銀行券發行税に代りたるものにして實質的に租税である）を含む。

二、昭和十二年度中には科目特設に係る輸出統制税（豫算は成立したるも法律不成立のため實行せさりしもの）を含ます。

(ロ) 昭和九年國民所得に對する昭和九年度租税收入の割合

○

昭和九年度一般會計における租税收入額は

一、一四六、七九七千円

にして昭和九年における國民所得は

一一、二四七、一五六千円

である故に其の割合は

一〇・二%

(ハ) 昭和九年國民所得に對する昭和十三年度租税收入の割合

○

次に昭和十三年度一般會計における租税收入の豫算額

二、一七四、三八一千円

を以て昭和九年における國民所得

一一、二四七、一五六千円

に對するときは其の割合は

一九・三%

にして、主要外國における同様の割合は

英　二一・四%

米　一一・二 五一

佛　獨　伊

である。

○

(二)國民所得の改定

然るに我國における國民所得は近時財政の膨脹及物價騰貴等により昭和九年に比し増加せる筈である、今第三種所得稅における所得金額の推移を見るに

昭和九年度	二、〇七四、大一〇 千円	一〇〇・〇%
十年度	二、二六三、〇八五	一〇九
十一年度	二、五一三、八八一	一二一
十二年度	二、九二二、八五八	一四一
十三年度	三、八一九、〇〇〇	一八四

にして昭和十三年度は同九年度に比し八四%の増加である、故に此の増加率を以て昭和九年の國民所得

一一、二四七、一五六	千円
二〇、六九四、大七六	千円

を改算するときは

にして、所得稅における所得額は左表の如くである。

二〇・七	五二%
二〇・一	
一五・七	

○

所得税における所得額總表

年度	所得税 第一種	第二種	第三種	計	指数	各前年度に対する増△減
	千円	千円	千円	千円	%	千円
昭和九	九八一、五二二	五二二、八二三	二、〇七四、六一〇	三、五七八、九五五	一〇〇	
一〇	一、二三六、二〇三	五二二、二〇六	二、二六三、〇八五	四、〇二一、四九四	一一二	四四二、五三九
一一	一、六四二、五八二	五二三、五七八	二、五一三、八八一	四、六八〇、〇四一	一三一	六五八、五四七
一二			二、九二二、八五八			
一三			三、八一九、〇〇〇			

第一種所得税における所得額表

年度	第一種所得額	内第二種所得税控除額の分	差引	指数	各前年度に対する増△減
	円	円	円	%	円
昭和九 (1)	一、〇〇一、三二八、七四一	一九、八〇六、五〇六	九八一、五二二、二三五	一〇〇	
一〇 (2)	一、二七三、八二一、〇〇五	三七、六一七、〇四五	一、二三六、二〇三、九六〇	一二六	二五四、六八一、七二五
一一 (3)	一、六五三、五五〇、四七〇	一〇、九六七、五〇九	一、六四二、五八二、九六一	一六七	四〇六、三七九、〇〇一
一二					
一三					

税

註記

(1) 主税局第六十一回統計年報書　昭和九年度　三頁

(2) 主税局第六十二回統計年報書　同　十年度　三

(3) 主税局第六十三回統計年報書　同　十一年度　三

第二種所得税における所得額表

年度	第二種所得税	
	所得額	指数
昭和九(1)	五二二、八二三、六〇八 円	一〇〇 %
一〇(2)	五二二、二〇六、六九九	九九・九
一一(3)	五二三、五七八、四〇七	△ 六一六、九三九
一二	一、三七一、七三八	
一三		

各前年度に對する増△減 円

註記

(1) 主税局第六十一回統計年報書

(2) 主税局第六十二回統計年報書

(3) 主税局第六十三回統計年報書

昭和九年度

同 十年度

同十一年度

第三種所得税における所得額表

年度	第三種所得				
	所得額	内控除額	差引	指数	各前年度に對する増△減
昭和九(1)	二、二八三、一二〇、八二六 円	二、〇八、五〇九、八二八 円	二、〇七四、六一〇、九九八 円	一〇〇 %	円
一〇(2)	二、四八九、五八〇、九九六	二、二六、四九五、五一二	二、二三、〇八五、四八四	一〇九	一八八、四七四、四八六
一一(3)	二、七六五、二三九、二八一	二五一、三五七、四一九	二、五一三、八八一、八六二	一二一	二五〇、七九六、三七八
一二(4)	三、二〇二、七〇八、五二四	二七九、八四九、六三八	二、九二二、八五八、八八六	一四一	四〇八、九七七、〇二四
一三(5)	三、八一九、〇〇〇、〇〇〇			一八四	八九六、一四一、一一四

備考

本表「内控除額」の内容は左の如くである

損失控除額（前年中の総収入金額より必要の経費を控除し損失あるとき）

（俸給其他の所得より控除する）

税法第十五條の控除
税法第十六條の控除

税法第十六條の三の控除

註記

(1) 主税局第六十一回統計年報書　昭和九年度　五四頁
(2) 主税局第六十三回統計年報書　同十年度　五四
(3) 主税局第六十三回統計年報書　同十一年度　五八
(4) 主税局調
(5) 昭和十三年六月二十八日東京日日新聞（朝刊）（大蔵省調査）

○

（所得總額一萬二千円以下なるとき其の所得中の勤労所得に対し十分の一又は十分の二を控除する）五八

（所得總額三千円以下なるときは同居の戸主及家族の十八歳未満若は六十歳以上の者又は不具廃疾者に対し一人に付百円を控除する）

（自己若は家族又は其の相續人を保険金受取人とする生命保険契約のために拂込みたる保険料は其額二百円を限り控除する）

(ホ) 改定國民所得と昭和十三年度租税收入の割合

既述の如く昭和九年國民所得に對する昭和十三年度租税收入豫算額の割合は

一九・三%	二〇、六九四、七六七	千円
一〇・五%	二、一七四、三八一	千円
八・八%		

五九

であるが、之を改定國民所得に對する昭和十三年度租税收入豫算額の割合に對比するときは割合において

の減少にして昭和九年國民所得に對する昭和九年度租稅收入の割合

一〇・二%

と殆と同率なのである。

故に租稅收入が昭和九年度額

一、一四六、七九七千円

に對し同十三年度豫算額

二、一七四、三八一千円

において差引

一、〇二七、五八四千円

の增加を來し、割合の上においては

九〇%

の增加を示したるも此の增加額は全く國民所得の增加を以て支

辨し得るものであるといふことが出來る。

○

(ヘ)租稅收入の改定

然らば改定國民所得

二〇、六九四、七六七千円

を基本として增稅の限度を計算するに當り先つ外國の例を見るに既述の如く國民所得に對する租稅收入の割合は米、伊兩國を除き英、佛、獨の三國は二〇%乃至二一%である、故に我國においても改定國民所得に對し二〇%の課稅を行ふとすれば租稅收入は

四、一三八、九五三千円

にして一五%の課税とすれば

である、之を昭和十三年度一般會計租稅收入豫算額

に對比するときは

二〇%課稅による增加の分　三、一〇四、二一五千円

一五%課稅による增加の分　二、一七四、三八一千円

にして其の增加割合は

二〇%課稅による增加の分　一、九六四、五七二千円

一五%課稅による增加の分　九二九、八三四

である。

○

(ト)租稅收入改定による增稅の限度と取引稅

右の如く國民所得の改定により租稅收入を改定すると

きは既定額に對する增加額は

二〇%課稅による增加の分　一、九六四、五七二千円

一五%課稅による增加の分　九二九、八三四

にして之れ卽ち增稅をなし得べき限度である、而して取引稅（賣上稅）

は右增加額に對し

二〇%課稅による增加の分　四一四、〇〇〇千円

一五%課稅による增加の分　四四、五

に過ぎないのである。

若し本増加額全部を以て公債利子に充當し得るとするならば

二〇%課稅による増加の分　公債　五六、〇〇〇、〇〇〇　千円

一五%課稅による増加の分　公債　二六、〇〇〇、〇〇〇

の公債を發行し得るのである。

佛獨における取引高稅及賣上稅

參考として佛國における取引高稅及獨逸における賣上稅を擧ぐれば左の如くである。

(イ) 佛國

佛國における取引高稅收入は

一九三六年度豫算額　千法

六、〇二四、六〇三

にして之を所得税
一九三六年度豫算
に比較するときは

の減少である、而して所得税に對し取引高税は大大%の割合で
ある、其の内譯は左表の如くである。

一九三六年度取引高税收入及所得税豫算額表（佛國）

	豫算額	備考
所得税	九、一一六、八六九 千法	
取引高税	三、〇九二、二六六 千法	普通税率
代替税	二、〇一八、〇六五	輸入取引高税及特別單一取引高税

大大

取引高税收入豫算(1)

部	款	項	内譯豫算額	備考
第一部 佛蘭西における收入	第一款 租税收入	第八項 取引高税收入	取引高税 六、〇三四、六〇三 千法 四、〇〇六、五三八 代替税 二、〇一八、〇六五	普通税率 輸入取引高税及特別單一取引高税

大七

所得税豫算(2)

部	款	項	内譯	豫算額	備考
第一部 佛蘭西ニ於ケル收入	第一款 租稅收入	第一項 直接稅(及直接稅附加稅)收入			
			不動産稅	一、〇五九、〇〇〇	本稅
			建物不動産稅	七九五、〇〇〇	
			土地不動産稅	二六四、〇〇〇	
			商工業所得稅	二、〇四三、〇〇〇	
			特別取引高稅	一一〇、〇〇〇	本稅は一年百萬法を超ゆる取引に課稅するもの
			徒弟稅	六六、五〇〇	
			農業所得稅	三八、〇〇〇	
			俸給等所得稅	七三五、〇〇〇	
			非商事職業所得稅	一八四、〇〇〇	
			一般所得稅	一、二八五、〇〇〇	
			特別軍需工業利得稅	四二〇、〇〇〇	
			御用商人稅	八四、〇〇〇	
			特別所得稅	三〇、〇〇〇	
			有價證券所得稅	三〇六、〇〇〇	八萬法以上の所得に對する分
			債權資金及保證金所得稅	三、一七六、三六九	
				二、九七五、六六六	
				二〇〇、七〇三	

千法

又一九三七年度豫算における取引高税収入は

單一取引高税

にして其の制度の大要は左の如くである。

○

佛國における單一取引高税（生産税とも稱す）制度の大要(4)

一、沿革

佛國における取引高税の歴史は比較的新しい、即ち一九一七年に設けられた支出税が取引高税の最初のものである、支出税は非商事的支拂を證する證書、又は小賣取引に基く商業的支拂及其の證書に對し一〇〇法につき二〇サンチームの一般税率を以て課せられたものであって、印紙を以て納付せられるのであったが、一九

千法
四、一九六、三一一
(3)

七〇

二〇年六月十五日の法律によって廢止せられ、其の代りに申告税たる取引高税が設けられた。

右の如く、取引高税は比較的新しい税に屬したのであったが、其の課税の基礎が極めて廣汎であって、國内において行はるる一切の商取引（製造者のなす取賣から小賣取賣を含む）に對し課せられたので、低き税率を以てするも相當巨額の收入が得られたのであって、佛國財政上最も重要な地位を占めてゐた。

殊に不況に際し所得税等直接税の收入が激減せるに對し、取引高税の收入は割合に減少せず、不況の際における財政の困窮を救ふ上において重要なる役割を果して來た。

取引高税の税率は百分の二の比例率であり、尚ほ一九三四年迄は着修品に對しては、特別に高い税率が設けられ、又消費税をも課せられる物品については、特別單一取引高税なるものが設けられ

七一

てゐた、其の稅收入は一九三五年度實績において五十八億五千七百餘萬法の巨額に達し各稅中首位を占めてゐたのである。

以上の如く取引高稅の財政上の地位は、極めて重要なるものであつたが、其の負擔は必ずしも公平といはれなかつた、即ち本稅は形式上は所謂流通稅に屬するものであるが、次々に轉嫁せられて、最後の消費者の負擔に歸するのを原則とし、從つて實質は消費稅の性質を多分に有するものであつた。

然かも、凡ての段階の取引に重複して課せられる結果、段階の相違によつて、負擔に差異を來たすといふ欠點を免れなかつた、此の最後の欠點は、稅率が輕ければ別段問題とするに足らないのであるが、百分の二にもなると、實際においても不公平な結果を招來することが多い、かくして既に從來から、特殊の物品に對しては、特別單一取引高稅として、製造者の取引にのみ課してゐるものもあつた。

一九三六年に成立した人民戰線内閣は稅制改革の第一點として、此の取引高稅の改正問題を取り上げた、即ち從來の凡ての段階における取引に對する取引高稅は之を廢して、原則として製造者の取引に對して課せられる生産稅を設置することとした、尚ほこれと共に、從來の特別單一取引高稅は大部分整理して、本稅の中に組み入れられた、稅率は後述する如く從來の四倍即ち百分の八と定められてゐる、但し勞務の給付に對しては從來通り百分の二である。

（一九三六年十二月三十一日―一九三七年七月八日―稅率 六%又は二%　一九三七年二月一日より施行　稅率 改正八%又は二%）

かくの如き取引高稅の根本的改正に對しては其の財政上の重要性に鑑み、果して所期の通り實行出來るや否やが危ぶまれ、寧ろ或

る意味においては簡明なる従来の取引高税を以て優るものとする議論も多かつた。

二　單一取引高税（生産税）の概要

本税は次の二種に分たれる

(一)　八％税　製造者の販賣に課す

(二)　二％税　其の他の取引に課す

○

八％税の課税客體は左の取引である。

(イ)　生産者又は製造者により行はるる販賣取引但し更に製造又は加工せずして轉賣する商人、又は消費者に對して行はるるものに限る

(ロ)　輸入取引にして更に製造又は加工せずして轉賣する商人又

は消費者に宛てられたるもの

課税標準は販賣價格であるが運送賃は控除せられる、輸入については貨物が税關に提出せられた時と場所における税込價格である、納税義務者は一般の場合は左に掲ぐるものである。

(イ)　物品の製造者又は加工者、主たる業務として行ふと、附隨業務として行ふとを問はない

(ロ)　事實上、製造者に代つて物品を製造し又は加工する者

(ハ)　右の行爲を第三者をして行はしめた者

(ニ)　物品を自己の名義を以て、自己の商標を附して販賣する者

輸入の場合にあつては、輸入申告者が納税義務者となる農業者に對しては本税を課さない、又從來から免税せられてゐた「パン」、專賣品、新聞、肥料、牛乳、輸出取引等には單一取引高税（生産税）も免せられる、尚ほ免税範圍は幾分擴張せられた。

徴税の方法は大体、従来の取引高税と同様であって、納税義務者の申告に基き、毎月徴収せらるる、但し製造者のみに課税することとしたため、種々複雑な手續を必要とするに至った。

○

二%税の課税客體は左の取引である

(イ) 即時消費に關する取引（例へば料理店等）

(ロ) 一年三十萬法以下の製造者のなす販賣

(ハ) 役務の給付及一般に販賣以外の取引

(ニ) 請負取引、不動産商のなす取引

(ホ) 古物（金銀細工品寶石類）骨董品、古本、蒐集品、油繪、水彩畫、彫刻等の販賣

(ヘ) 瓦斯、水、電氣の配給をなす公共事業への瓦斯、水、電氣の販賣（取引高税法の現定による免税の利益を受し得さる場合に限る）(5)

(ト) 前二項の物品の輸入(6)

(チ) 動物の飼料たる糖蜜及糖蜜製品の販賣及輸入

免税、徴収方法等は大體ハパーセント税と同様である、尚ほ取引高税の特別税として葡萄酒、林檎酒、酒精、砂糖、麥酒等に對しては單一取引高税が課せられてゐたのであるが、右の改正と共に簡易化するため、それ〳〵消費税の中に併合された、鑛油の單一取引高税も同じく關税の中に併合された。

○

率一取引高税（生産税）の收入は四十一億九千六百萬法（一九三七年度豫算）であって依然として最も重要なる地位を占めてゐる。

註記

(1) 各國租税制度講義案　平田大藏事務官講述附表　昭和十二年　頁　三二―三三

(2) 〃　〃　二四、二五、二九

(3) 〃　朝阪大藏事務官講述附錄　昭和十三年　三〇

(4) 〃　〃　一八九―一九五

(5) 調査月報　（大藏省）昭和十二年六月二十五日發行　二八

(6) 〃　（〃）〃　二八

(ロ) 獨逸

獨逸における賣上税は

一九三六年度實績　千國幣　二、三八九、二一九 (1)

にして之を所得税

一九三六年度實績

個人　所得税　三、二〇二、四二三　千國幣

監査役報酬税　七、〇四九

法人　所得税　一、〇四六、九三〇

計　四、二五六、四〇二 (2)

△　一、八六七、一八三　七九

に比較するときは

の減少である、而して所得税に對し賣上税は五大%の割合である。
賣上税制度の大要は左の如くである。

○

獨逸における賣上税制度の大要(3)

一　沿革

獨逸における賣上税の沿革は比較的新らしく、一九一六年戰費調達のために帝國印紙税法により、物品賣上印紙税の名稱を以て新設せられ、其の税率は賣上金額の千分の一と定められたのを最初とする

所が本税は實施後、行政上の不便を伴ふこと少くなかったので、一九一八年これを申告税として獨立せしめ、同時に税率を千分の五とし、着侈品に對しては特に小賣價格の百分の一〇の特別税率を課することとした

其の後一九一九年、同二〇年、同二二年、同二三年と増徴を繰返し二三年末には最高に達し、一般賣上税率は對價の二・五%に及んだが、同年以後數回に亘り輕減を行ひ、一九二六年には着侈税(當時の税率百分の七・五)を廢止した。

然るに一九三〇年四月十五日の法律により、増税計畫の一部として一般税率の引上げと共に更に特別賣上税を導入し、賣上總額、一、〇〇〇、〇〇〇國麻を超える者に對しては一般賣上税に附加し超過部分につき千分の五の課税を行ふことゝした。

一九三二年には新たに賣上税法を公布したが、税率の改正を除いては特記すべき點もない

又一九三四年ナチスの一般税制改革の際にも改正が行はれたが大

した變更はない

二　現行制度の大要

本稅課稅の對象とせられるのは、

企業者が企業の範圍内において國内において、對價を得て行

ふ供給及其の他の給付と

自家用消費並に

輸入

とである、企業家及供給の意義については詳細な規程がある。

而して輸出、特定物件の輸入、卸賣商業における必要なる原料品及半製品の供給、強制執行の方法として行はれる競賣に基く供給、信用の供與並に金錢債權、有價証券等に關する取引、不動産に關する特定の取引醫療及これに類する救護行爲による賣上、企業に從事する使用人及勞働者に對して與へる現物給與等に對しては課

稅しない。

又私教師、藝術家、著述家、代理商若は仲立人としての活動より生する賣上にして、一曆年において大、〇〇〇國麻を超えざるもの、農業及林業における自家用消費にして、其の金額が、直前曆年において一〇、〇〇〇國麻を超えざるものも同樣免稅せられる。

從來の法律においては、右の外例へば、公益及慈善の目的を有する企業の賣上、小園藝及小畜産を營む者の自家消費等も免稅せられてゐたが一九三四年の改正により、此の免稅は撤廢せられることとなつた。

本稅の課稅標準は原則として賣上の對價であるが、此の内より物件の運送及保險に對する費用、包裝費、關稅等を控除する

稅率は次の通りである。

(一)　原則として對價の百分の二

但し左の場合には輕減率を適用する

(イ) 內國における農業及林業の範圍內において生産せられる物件にして生産者が自ら供給するもの

(ロ) 穀物、穀粉、碾割若は糠並に其の燒製品に對しては百分の一

(ハ) 即賣商業により供給せらるる物品の賣上に對しては千分の五

(ニ) 又直前曆年における總賣上高が一、〇〇〇、〇〇〇國麻を超えざる企業者に對しては、特に稅率を增し二・五%を適用する、但し次の規定に從ふものとする

(イ) 直前曆年において、總賣上高中七五%を超える部分が、小賣取引である企業者にあっては、納稅義務ある全賣上につきこれを適用する

(ロ) 直前曆年において總賣上高中、小賣取引が七五%以下である企業者にあっては、小賣取引における課稅取引に關してのみ適用する

尙ほ、企業者は、原則として每年各四半曆年の經過後、十日以內に賣上額を記載した申告書(これを前申告書といふ)を提出し、其の申告額に相當する稅額を支拂ふことを要する、政府は曆年の經過後において正式賦課を行ひ、前拂額の過不足を決定し、追徵又は拂戻を行ふのである。

右の例外として四半曆年の前拂稅額五國麻を超えざる者又は曆年に對する稅額二〇國麻を超えざる者は申告の義務を免除せられてゐる、從つてこれ等の者は免稅せられる譯である。

本稅の收入は二十三億八千九百萬國麻(一九三六年度實績)に達し、個人所得稅の次位に位し、極めて重要財源となつてゐる、獨

逆における賣上稅は英國における普通所得稅の地位を占める觀がある、卽ち財政上の需要に應じて容易に其の稅率の引上、引下が行はれ、殊に財政の危機に際しては、よく巨額の收入を齎らし得て、財政の均衡上重要なる役割を果し、財政政策上極めて重寶な稅とせられてゐることに注意すべきである。

註記

(1) 各國租稅制度講義案 大阪大藏事務官 附錄 二一頁
(2) 〃 〃 二一
(3) 〃 〃 一一一—一一五

蘇聯邦における取引稅

次に蘇聯邦は國情を異にせるを以て直に利用し難きも參考として左に掲くる。

○

(1) 蘇聯邦豫算

蘇聯邦統合國家の豫算額は(1)

○

	一九三七年度豫算額 千圓	一九三六年度豫算額 千圓	比較増△減 千圓
歳入	九八、〇六九、五〇〇	七八、七一五、〇二八	一九、三五四、四七二
歳出	九七、一一九、五〇〇	七八、七一五、〇〇〇	一八、四〇四、五〇〇
差引歳入過	九五〇、〇〇〇	二八	九四九、九七二

Kして歳入の内譯は左の如くである。(2)

○

	一九三七年度豫算額 千圓	割合 %	一九三六年度豫算額 千圓	比較増△減 千圓
普通歳入	九二、〇九四、五〇〇	九三・九	七三、五六五、〇二八	一八、五二九、四七二
取引税	七六、七九五、四〇〇	七八・三	六二、六九〇、〇〇〇	一四、一〇五、四〇〇
其他の収入	一五、二九九、一〇〇	一五・六	一〇、八七五、〇二八	四、四二四、〇七二
國債	五、九七五、〇〇〇	六・一	五、一五〇、〇〇〇	八二五、〇〇〇
募集額	四、三七五、〇〇〇		三、九五〇、〇〇〇	四二五、〇〇〇
貯金局引受	一、二〇〇、〇〇〇		一、二〇〇、〇〇〇	
國家保険引受	四〇〇、〇〇〇			四〇〇、〇〇〇
計	九八、〇六九、五〇〇	一〇〇・〇	七八、七一五、〇二八	一九、三五四、四七二

(ロ) 取引税の豫算

右の内取引税一九三七年度豫算額の内譯は

(ろ)

	金額 千圓	割合 %
重工業人民委員部關係	八、八六〇、〇〇〇	二一・五
輕工業人民委員部關係	一一、三八二、〇〇〇	一四・八
食料品工業人民委員部關係	二〇、三八七、〇〇〇	二六・五
清酒管理局關係	六、一九〇、〇〇〇	八・一
農産物買上委員會關係	二四、一〇六、〇〇〇	三一・四
外國貿易局	二、六〇五、〇〇〇	三・四
消費組合關係	一、六八二、〇〇〇	二・二
其他の分	一、五八三、四〇〇	二・一
計	七六、七九五、四〇〇	一〇〇・〇

にして歳入の大部分を提供してゐるものは取引税である、一九三七年度においては歳入全體の七割八分三厘にあたつてゐる。

取引税とは社會化された製造機關から始めて流通市場に販賣せらるる場合に賦課せらるる間接税で一切の商品に賦課せらるることを原則とするが、特殊の助成を必要とする生産品、即ち木材の一部、人造ゴム、皮革原料、生絲、其の他の品は本税の免除を受け、又缺損をもつて、商品が販賣せらるる場合にも本税は賦課されない。

製造機關から初めて市場に販賣せらるる場合の價格を卸賣價と言ひ、卸賣價は生産費、利潤、取引税の三要素から構成されるのを原則とする、卸賣賣價より販賣せられたる同一商品が一般消費者に販賣せらるる場合には、取引税は賦課されない。

納税方法は毎月一回、二十五日に行はれ前月の實際取引高に基い

て徴収せられる。

取引税の税率は生産財に軽く消費財に重い、故に取引税は前記の如く農産物買上委員會、食料工業及軽工業人民委員部關係が大部分を占めてゐる所以である、實に取引税の意義は消費税たる點にある。

前記の如く穀物が、取引税収入の約三分の一を占め、酒類、植物性油、砂糖、肉類、綿、石油等も相當な量を占め、以上の品目を合計すると、取引税収入の七割以上を占めてゐる、之に反し重工業部門における取引税収入は微々たるもので、重工業部門が歳出の一五%前後を占めてゐるのに比すると問題にならぬ程小なるものである。(4)

註記

(1) 調査月報（大藏省）昭和十三年一月二十日發行 一九頁

(2) 〃 〃 〃

主要外國における取引税

主要外國における取引税（賣上税）の豫算額は

佛國	一九三七年度豫算額	四、一九六、三一一	千法
獨逸	一九三六年度實績額	二、三八九、二一九	千國幣
伊國	一九三七年度豫算額	一、五〇〇、〇〇〇	千利 (1)
蘇聯邦	〃	七六、七九五、四〇〇	千留
○米國	州における賣上税一九三六年度實績額	三五一、七〇六	千弗 (2)

にして税制の大體は左表の如くである。

○ 主要外國取引稅（賣上稅）一覽表

國名	名稱	課稅物件	稅率	免稅	備考
佛蘭西	單一取引高稅 （一九三六年十二月）	一、生産者又は製造者により行はるる販賣取引但し更に製造又は加工せずして轉賣する商人、又は消費者に對して行はるるものに限る 二、輸入取引にして更に製造又は加工せずして轉賣する商人又は消費者に免てられたるもの （販賣及輸入）	販賣價格（運送賃を控除）及輸入價格（稅込價格） 八%	一、農業者に對しては課稅をしない 二、パン專賣品、新聞、肥料、牛乳、輸出取引等も本稅を免せられる。	
(3)					

國名	名稱	課稅物件	稅率	免稅	備考
佛蘭西	單一取引高稅 （一九三六年十二月）	一、即時消費に関する取引 二、一年三十萬法以下の製造者のなす販賣 三、役務給付及一般に販賣以外の取引 四、請負取引、不動産商のなす取引 五、古物（金銀細工品）（寶石類）骨董品、古本、蒐集品、油繪、水彩畫、彫刻等の販賣 六、瓦斯、水、電氣の配給をなす公共事業への瓦斯、水、電氣の販賣 （販賣）	販賣價格、輸入價格、報償金額 二%	大体八%の分と同様である。	

國名	名稱	課稅物件	稅率	免稅	備考
		七、前二項の物品の輸入 八、動物の飼料たる糖蜜及糖蜜製品の販賣及輸入			
		一、有償の供給及其の他 二、穀物穀粉類等 一般	一、一 二%		
			輸出、特定物件の輸入、卸賣商業における必要なる原料品及半製品の供給、強制執行の方法として行はれる競賣に基く供給、信用の供與並に金錢債權、有價證券等に関する取引、不動産に関する特定の取		

獨逸	伊太利
(4) 賣上稅 (一九三四年) 一、小賣を除く商品の販賣 二、自家用消費 三、國内への物件の輸入	賣上稅
三、卸賣 〇.五 四、總取引高百萬ライヒスマルクを超える企業者 二.五	一、 三% (5)
取、醫療及これに類する救護行爲による賣上、企業に從事する使用人及勞働者に対して與へる現物給與、私教師、藝術家、著述家、代理商若は仲立人の小額收入、農業及林業の小額の自家用消費等	輸出品、主要食料品、書籍地圖

國名	名稱	課稅物件	稅率	免稅	備考
米國					
○					
(6)國					
アラバマ州	小賣稅	事業に從事する特權	總賣上高 二% 但し自動車の賣上に對しては 〇・五		一九三七年五月一日及六月一日において實施されたる州賣上稅
○					

國別	名稱	課稅物件	稅率	免稅	備考
○ カルフォルニア州	小賣稅	個人有體動產を小賣する特權	總收入 二 %		一九三七年五月一日實施
	使用稅	小賣業者より購入せる個人有體動產の貯藏使用、消費	賣上代金 三		
○ コロラド州	小賣稅	個人有體動產を小賣する特權	購入價格 二 %		〃
	使用稅	小賣業者より購入せる個人有體動產の貯藏使用或は消費	賣上高 二		

○ ネリダ州	小賣稅	事業に從事する特權	小賣より生ずる總收入 〇.五 %		
○ イリノイス州	小賣稅	事業に從事する特權	總收入 一九三九年二月十五日迄は三 以降 二 %		〃
○ インデイアナ州	總所得稅	事業に從事する特權	州居住者——總所得 州內の源泉のみより得る總所得 然らざるもの——		一、一九三七年五月一日實施 二、一月毎につき最初の一、〇〇弗は免除せり
			○ 工業鑛業及農業 〇.三五 卸賣業ジョバー 〇.二五 小賣業 一 公益事業 一		

國別	名稱	課稅物件	稅率	免稅	備考
		銀行、金融機關 保險會社 智的職業、個人勞務、 不動產賣却、其他	一 一		

○ アイオワ州	小賣稅	總收入	二%	一九三七年五月一日実施	
	使用稅	個人有體動産及特定勞務の賣上に對する直接稅			
○ ルイジアナ州	小賣稅 （賛澤品稅）	小賣せらるる個人有體動産の使用に對する消費稅	購入價格 二		
		個人有體動産の賣上に對する直接稅	小賣より生ずる總收入 二%	〃	
○ ミシガン州	小賣稅	個人有體動産の小賣及び斯業電力を賣却するの特權	總賣上收入 二%	〃	
			總賣上高		

國名	稱課稅物件	稅率	免稅備考
ミネソタ州	小賣稅	累進率 一〇〇、〇〇〇弗を超過せざる總賣上に對しては 〇・〇五% 一〇〇、〇〇〇弗を超過する賣上に對しては 一	一九三七年五月一日實施
	事業に從事する特權	賣價額、總所得或は賣上總收入 木材、鑛物（油を含む）三% 天然瓦期の生産 二・五 工業 下水溝煉瓦、建築用タイル、下水管、	

ミシシッピー州	總收入稅	利益獲得のために事業に從事するの特權	セメント、セメント製品、粘土製品 一 壜詰清涼飲料 一 氷、棉實油 〇・三五 飼料及飼料原料 〇・二五 其他 〇・二五 即賣業及ジョッバー 〇・二五 自動車以外の動産 小賣業 二 自動車販賣業及修理 一 殺菌牛乳販賣業 一 工業用電力、動力、瓦斯 一 其他公共事業 （敷設管及自動車運輸を含む） 二 諸賣業 一 其他事業、智的職業 二	〃	

國名	名稱	課稅物件	稅率	免稅備考
○				
ミゾーリ州	小賣稅	個人有體財産の小賣及特定勞務及無形物に對する直接稅		
○	總收入	總收入	一 %	一九三七年五月一日實施
		鑛業、採石業、生産業、天然瓦斯、加里ニ油、木材、石油、鋼金銀、其他鑛産品	〇・三五 %	
		製造、溶解、製鍍、精製、蒸溜		
		油、天然瓦斯、加里	〇・五	
		其他	〇・三	
		卸賣業（電力の賣		

國名	名稱	課稅物件	稅率	免稅備考
ニュー、メキシコ州	總收入稅	事業に從事する特權		
○				
イスカロリナ州	一般賣上稅	事業に從事する特權		
	總賣上高	卸賣	〇・五 %	
		小賣業	〇・一五	
		公益事業、但し工業用瓦斯を除く	ニ	
		交通及運輸業	ニ	
		請負業	一	
		娯樂	ニ	
		營的職業及勞務	ニ	
		保險、不動産ブローカー（手數料を受くる）	ニ	
		其他	ニ	

卸、一車を單位とする石炭の賣却土業用瓦斯の賣却を含む）

〃

卸賣業者に對する最低稅は六箇月につき一二・五〇弗とす最高は各物品一個につき二五弗とす

國名	稱	課稅物件	稅率	免稅備考
○ ノース、ダコタ州	小賣稅	個人有體動產の賣却及入場料若干の公益事業に對する直接稅	總收入 二	小賣 三 最高は各物品一個につき一五弗とす
	消費稅又は使用稅	州道路使用權	賣却價格 二	州政府用のため購入せられ、然のち小賣或は支拂は止されし自動車に對しては適用す
○ オハイオ州	小賣稅	個人有體動產の小賣に對する消費稅	賣上高 三 %	一九三七年五月一日實施
	使用稅	小賣人より買入れたる個人有體動產の貯藏、使用又は消費		

國名	稱	課稅物件	稅率	免稅備考
○ オクラホーマ州	小賣稅	小賣商品賣却に對する直接稅及入場料及或る公益事業、施設に對する直接稅	賣上收入 二 %	〃
	使用稅	購入、賃借、交換せられたる動產使用の特權	購入價格 二	〃
○ サウスーダコタ州	小賣稅	小賣業或公益事業及入場料を收稅する事業に從事する特權	總收入 二 %	一九三七年一月一日以降は
			但し一九三七年一月一日	
○ ユーター州	小賣稅	個人有體財產の小賣及娛樂、公益事業勞務	賣上高或は總收入 二 %	但し麥芽製品に對しては
	使用稅	購入せられたる有體動產の賣上價格 二	賣上價格 一	〃

國名	名稱	課稅物件	稅率	免稅	備考
ワシントン州		貯藏、使用又は消費			
○	一般賣上稅	事業に從事する特權			
	小賣稅	賣却に對する直接稅 小賣において買入れたる個人有體動産を使用する特權			
	補充稅	生産價額、總所得或は總賣上收入	%		
		採取工業	〇・三五		
		製造工業	〇・三五		
		卸賣業	〇・三五		
		倉庫より小賣店への賦達	〇・五		
		小賣業	〇・三五		
		印刷及出版業	〇・三五		
		其他	〇・五		
		賣却價格	二		
		物品價格	二		
				一九三七年五月一日實施	

國名	名稱	課稅物件	稅率	免稅	備考
ウエスト・ヴアージニア州					
○	總所得稅	事業に從事するの特權			
		總收入或は總賣上收入	%		
		石炭	一		
		油	三		
		天然瓦斯——五、〇〇〇弗を超過する生産	六		
		天然瓦斯の供給	三		
		鑛坪、砂礫	三		
		石灰、砂岩、木材	一・五		
		賣上——小賣業	〇・五		
		賣上——卸賣業及ジョツバー	〇・一五		
		銀行	〇・五		
		電氣鐵道ト地方水道會社	一		
		電力會社——商業用照明	四		
				一九三七年五月一日實施	

一九三七年六月三十日に至る迄は「請負業」、「銀行」、「水道會社」、「個人有體動産のい賣」「其他の事業」を除く總ての事業に對して三・〇%の普通稅附加稅が課せられる、但し最初の二五弗については此の限りに非ず

國名	名稱	課稅物件	稅率	免稅	備考
	小賣稅	個人有體動產及特定の勞務を小賣する特權	電力會社―其他による所得 三 渡橋 三 其他公益事業 二 其他天然資源よりの產物 二 請負業 二 娛樂 〇・五 不動產―動產の使用 一 製造工業 〇・三 其他事業 一		
		事業總收入 二			

○ ワイオーミング州	小賣稅 使用稅	個人有體動產の小賣に對する直接稅、又娛樂、或種の公益事業施設に對する直接稅 小賣業者より購入せる個人有體動產の貯藏使用或は消費に對する消費稅	購入價格 二%	一九三七年六月一日より實施	
○ カンサス州	小賣稅 補完稅	個人有體動產を小賣するの特權、又娛樂及或種の勞務 小賣業者より購入等個人有體動產を使用するの特權	總收入 二% 購入價格 二	本州に限り一九三七年六月一日より實施	

國名	名稱	課稅物件	稅率	備考
			○免稅事項 一、（通常の免除） 全體の州賣上稅の內で小賣稅は最も能く利用される種類のもので、此の稅は個人の有體動產又は商品の小賣の總ての場合に適用される。然しながら必ずしもあらゆる種類の商品の賣上に對し適用せられるのではないので食料品及食料原料品は政策問題として除外され、他州居住者に對する賣上は、州際取引課稅に關する憲法上の制限により受渡或は積出が賣手によつて行はれるときは課稅するを得ない。 二、（特殊の免除） 一例としてカルフオルニア、オハイオ兩州の分を擧ぐれば左の如くである。	

(ｲ) カルフオルニア法における免除

(一) 敷設管、線、パイプを通して消費者に供給せらるる瓦斯、電氣、水道の賣却

(二) 生産者或は精錬者による金塊還鑛せられたる金鑛石金洗滅物等の賣却

(三) 本法施行期以前において着手せられたる公共土木事業契約の履行のために使用せらるる個人有體動產の賣却

(四) 食料品の賣却（但し酒場、清凉飲料店等において客に提供さるる飲料又は營業場所において調理すべき物のための調製供給は之を含まず）

(五) 自動車燃料の賣却

(ﾛ) オハイオ州法における特別免除

國名	名稱	課稅物件	稅率	備考
				(一) 飲食店以外の一般家庭へ供給せらるる食料 (二) 飼料及種子 (三) 二等で積出す新聞雜誌 (四) 自動車燃料 (五) 煙草及ビールの麥芽汁及麥芽 (六) ビール (七) 人工瓦斯、天然瓦斯、電力、水但し絲鉛管、水道を通じて消費者に給せらるる場合に限る

國名	名稱	課稅物件	稅率	備考
				(八) 小賣業者以外による一時的賣買 (九) 慈善及宗教團體に賣却せらるる個人有體動産 (一〇) 油田、瓦斯井、炭鑛の開鑿に使用せらるる ニトログリセリン或は其他爆發物 (一一) 公私學校、教區學校、專門學校、大學において維持せらるるカフエテリア(簡易料理店)寄宿舍共濟會、婦人共濟組合において學生に賣却する食料品

○參考

賣上稅に關し新に起つたことの一は使用稅である、本稅の目的は購入者が居住する州の小賣稅或は其他の賣上稅を免れんがため他州より購買をなすことを阻止することにある。

國名	名稱	課稅物件	稅率	免稅	備考
白耳義	移轉稅	一、商品の一切の販賣 二、 三、商人の組織する協同組合の組合員と取引	一、一般 二・五% 二、 三、〇・五	主要食料品、水、國州營造物に對する販賣	
和蘭	賣上稅	一、製造者生産者に依る販賣 二、 三、奢侈品	一、通常物品 四% 二、 三、一〇	輸出品、原料品	
墺太利	製造者賣上稅	一、製造者輸入業者に依る商品の販賣	一、 四%	農產物食料品、輸出品	
匈牙利	賣上稅	一、總收入 二、 三、奢侈品 一〇—二五	一、通常物品 二% 二、 三、	主要食料品、輸出品	
蘇聯邦	產業稅及免除稅	一、年賣上高	一、商品の階級に依り相違		

註記

(1) 各國租稅制度講義案　　勘阪大藏事務官講述　附錄　四〇頁
　　昭和十三年

(2) 調查月報（大藏省）　　昭和十二年十月二十日發行　一二〇

(3) 各國租稅制度講義案　　勘阪大藏事務官講述　一九二—一九五
　　昭和十三年

(4) 〃　　〃　一一二—一一四

(5) 〃　　〃　附錄　一三一

(6) 調查月報（大藏省）　　昭和十二年十月二十日發行　一〇四—一一八

（其の餘の分）財政（〃）　第二卷第三號　昭和十二年二月號　一三六—一三八

第二編

營業稅の要綱

目録

一　営業税の創設……一三七
二　営業税の廃止……一五〇
三　課税の範圍……一三二
四　免税の範圍……一三六
五　課税標準及税率……一三七
六　物品販賣業課税標準中賣上金額の區分……一四一
七　免税點……一四三
八　納税義務者……一四五
九　課税方法……一四六
一〇　大正十五年における営業税……一五〇
一一　営業税の収入額と租税収入における地位……一五八

○

計表

一　營業稅の課稅標準及稅率沿革表……一三八
一　物品販賣業販賣物品種類別課稅區分表……一四二
一　營業稅免稅點沿革表……一四三
一　營業稅の課稅方法沿革表……一四七
一　大正十五年營業稅業別表……一五四
一　租稅收入及營業稅決算額表……一六一

營業稅の要綱

一　營業稅の創設

明治二十七八年戰役の結果歲計俄かに膨脹し之が充足のため新規の財源を得るの必要に迫らるるや、政府は課稅上彈力性に富み且其の收入確實なる營業稅を以て好箇の財源と認め、國稅中に新に營業稅を創設することとし之か法案を第九回帝國議會に提出し其の協賛を經て明治二十九年三月法律第三十三號を以て公布し翌三十年一月一日より之を實施したのである(1)

本稅の新設については右の外にも尚ほ二、三の目的を存したのである、即ち

(1) 從來の地方稅中營業稅及雜種稅の賦課は極めて均衡を缺けるものありしを以て國稅として營業稅を設くると同時に、地方稅は其の附加稅として一定の率により之を徵收することにより、負擔の公平を期せんとしたること

(2) 從來國稅として個々の營業に賦課せし租稅中、徵收費巨額に上るがため、之を府縣稅となすを便利とするが如きものは之を府縣の財源に移し、以て國稅の整理を圖らんとしたること

(3) 從來商工業者は租稅負擔額に比し公權を享有すること少く、土地所有者に比し頗る不公平なる嫌ありしを以て營業稅を國稅となして其の納付者に參政權を賦與せんとしたること

等である、斯くて營業稅は始めて國稅として一般營業者に賦課せらるることとなりしを以て政府は之と同時に船稅、車稅、菓子稅、牛馬賣買免許稅、煙草營業稅、酒造免許稅、醬油營業稅等の如く國稅たるに適せさるものを廢して之を府縣の財源に移し、以て租稅體系の整備を圖ったのである。(2)

○

爾後幾多の改正を經たのであるが殊に明治三十七八年戰役の際は非常特別稅法による增徵か左の如く行はれたのである。(3)

既定稅率に對し	
第一次	七割
第二次	八割
計	十五割

註記

(1) 明治大正財政史 第七巻 内國税(下)
(2) 〃 〃 〃
(3) 〃 第大巻 内國税(上)

二

営業税の廃止

然るに大正十五年一月政府は多年の懸案に係る税制整理を斷行せんことを圖り第五十一回帝國議會に之に関する各種の法律案を提出したるが、此の中営業税に関しては従来の営業税法を廃止し新に営業収益税法を制定することゝしたのであ

る、而して其の理由は

現行営業税法は一定の外形標準によりて課税するものなるが故に税金の負擔は必ずしも営業の収益と相伴はず、ために負擔の均衡を失するとの非難強く、之が廃止の聲は常に絶えざりしものなるが、政府は営業税の斯かる缺點を除かんがためには結局外形標準による課税方法を改めて営業純益を標準として適實なる課税をなすの外に良策なきものと認め、本次の税制整理に際しては此の趣旨を以て営業税を改正せんとせしが、斯くの如く課税方法を改めて営業の純益によるものとなすことは、現行法の組織を根本的に改正するものなるを以て、寧ろ現行営業税は之を廃止し、新に営業収益税を創設するを適當と認めたためである。

といふのである、法案は議會を通過し大正十五年三月(二十七日)法

律第十號を以て營業稅法の廢止を公布し、公布の日より之を施行することとしたのである、而して大正十五年分の營業稅に關しては營業稅法により算出したる稅額の百分の八を免除したのである(1)又營業收益稅法は大正十五年三月（二十七日）法律第十一號を以て公布し大正十六年一月一日より之を施行したのである(2)

註記

(1) 明治大正財政史 第七卷 內國稅(下) 一三八一頁
(2) 〃 〃 一四三一
〃 〃 一四四九

課稅の範圍

三

營業稅は左に掲くる營業をなす者に對し賦課するものである

物品販賣業
銀行業
保險業
無盡業
金錢貸付業
物品貸付業
製造業
運送業
倉庫業

（大正四年六月 法律第二十五號を以て追加）

運河業
桟橋業
船舶碇繋場業
貨物陸揚場業
鐵道業
請負業
印刷業
出版業
寫眞業
席貸業
旅人宿業
料理店業
周旋業

（明治三十五年三月　法律第十八號　を以て追加）
（明治四十三年四月　法律第四十五號　を以て
勞力請負業　とありしを改正）
（明治四十三年四月　法律第四十五號　を以て追加）
（明治四十三年四月　法律第四十五號　を以て
公なる周旋業とありしを改正）

代理業
仲立業
問屋業
信託業

（明治四十三年四月法律第四十五號を以
て代辨業とありしを改正）
（明治四十三年四月法律第四十五號を以て
仲買業とありしを改正）
（明治四十三年四月　法律第四十五號を以て追加）

次に左記のものは削除せられたるものである。

船渠業
土木請負業

（明治四十三年四月法律第四十五號を以て削除し
製造業又は貨物陸揚業として課稅する）
（明治四十三年四月法律第四十五號を以て削除し
請負業として課稅する）

免税の範囲

左に掲ぐる営業は営業税を賦課しないのである。

一　政府より發行する印紙切手類の賣捌

二　自己の採掘又は採取したる鑛物の賣捌

三　度量衡の製作修復販賣

課税標準及税率

営業税は左表の課税標準及税率により毎年賦課するものである。

營業稅の課稅標準及稅率沿革表

業名	課稅標準	稅率	非常特別稅增徵					
			定率及增徵合計					
物品販賣業	賣上金額	大正十二年三月法律第九號改正（三月三十一日より施行）	卸賣 甲 萬分の八 乙 萬分の十一 小賣 甲 萬分の二十 乙 萬分の三十 一人每ニ 二円	大正三年三月法律第二十號改正（大正四年一月一日より施行）	卸賣 甲 萬分の八 乙 萬分の十一 小賣 甲 萬分の二十 乙 萬分の三十 一人每ニ 二円	明治四十三年四月法律第四十五號改正（明治四十四年一月一日より施行）	卸賣 萬分の十二 小賣 萬分の三十六 一人每ニ 二円	明治三十八年一月法律第一号改正（明治三十八年分より適用）第二次增徵（八割）	卸賣 萬分の十二半 小賣 萬分の三十七半 一人每ニ 二円五十銭	明治三十七年四月法律第三号第一次增徵（七割）	卸賣 萬分の十三 小賣 萬分の三十二 一人每ニ 八十銭	明治三十五年三月法律第十八號改正（明治三十六年一月一日より施行）	卸賣 萬分の十三半 小賣 萬分の三十三半 一人每ニ 八十銭	明治三十四年三月法律第三十三號（明治三十五年一月一日より施行）	卸賣 萬分の十四 小賣 萬分の三十五 一人每ニ 八十銭
銀行業、保險業、無盡業	資本金額 建物賃貸價格 從業者	千分の 三・五、 一人每ニ 二円	千分の 四・五 千分の七十 一人每ニ 二円	千分の 五 千分の九十 一人每ニ 二円	千分の 五 千分の百 一人每ニ 二円五十銭	千分の 一・六 千分の三十二 一人每ニ 八十銭	千分の 一・四 千分の二十八 一人每ニ 七十銭	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円
金銭貸付業、物品貸付業	運轉資本金額 建物賃貸價格 從業者	千分の 四・八 一人每ニ 二円	千分の 大 千分の七十 一人每ニ 二円	千分の 大半 千分の九十 一人每ニ 二円	千分の 五 千分の百 一人每ニ 二円五十銭	千分の 一・大 千分の三十二 一人每ニ 八十銭	千分の 一・四 千分の二十八 一人每ニ 七十銭	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円	千分の 二 千分の四十 一人每ニ 一円

製造業、印刷業 出版業、寫眞業	資本金額 建物賃貸價格 從業者 從業者の內職工勞役者	千分の三・三 —— 一人毎に 二円 一人毎に 五十銭	千分の三 千分の七十 一人毎に 二円 一人毎に 五十銭
運送業、運河業、棧橋業 船舶繫場業、貨物陸揚場業	資本金額 從業者 從業者の內職工勞役者	千分の三・五 一人毎に 二円 一人毎に 五十銭	千分の五 一人毎に 二円 一人毎に 五十銭
倉庫業	資本金額 建物賃貸價格 從業者 從業者の內職工勞役者	千分の五十・七 —— 一人毎に 二円 一人毎に 五十銭	千分の三 千分の九十 一人毎に 二円 一人毎に 五十銭
鐵道業	收入金額 從業者 從業者の內職工勞役者	千分の十・四 一人毎に 二円 一人毎に 五十銭	千分の三・七五 千分の百 一人毎に 二円五十銭 一人毎に 七十五銭
請負業	請負金額 從業者 從業者の內職工勞役者	千分の二・八 一人毎に 二円 一人毎に 五十銭	千分の三・二五 千分の三十三 一人毎に 二円五十銭 一人毎に 二十四銭
	資本金額 從業者 從業者の內職工勞役者	千分の二 一人毎に 八十銭 一人毎に 五十銭	千分の一・二 千分の二十八 一人毎に 七十銭 一人毎に 二十一銭
	資本金額 從業者 從業者の內職工勞役者	千分の一・七五 一人毎に 七十銭 一人毎に 五十銭	千分の一・〇五 千分の四十 一人毎に 一円 一人毎に 三十銭
	資本金額 從業者 從業者の內職工勞役者	千分の二・五 一人毎に 一円 一人毎に 一円	千分の一・五 千分の四十 一人毎に 一円 一人毎に 三十銭
	資本金額 從業者 從業者の內職工勞役者	千分の二・五 一人毎に 一円 一人毎に 一円	千分の一・五 千分の四十 一人毎に 一円 一人毎に 三十銭

業名	課稅標準	稅率	非常特別稅增徵定率及增徵合計				
		大正十二年三月法律第九號改正（三月三十一日より施行）	大正三年三月法律第二十號改正（大正四年一月一日より施行）	明治四十三年四月法律第四十五號改正（明治四十四年一月一日より施行）	明治四十八年二月法律第一號改正（明治三十八年分より適用）第二次增徵（八割）	明治三十七年四月法律第三號（明治三十七年分より適用）第一次增徵（七割）	明治二十九年三月法律第三十八號改正（明治三十六年一月一日より施行）	明治二十九年三月法律第三十三號（明治三十年一月一日より施行）
席貸業	建物賃貸價格從業者	千分の七十九一人毎ニ二円	千分の百十五一人毎ニ二円	千分の百三十五一人毎ニ二円	千分の百五十一人毎ニ二円五十銭	千分の四十二一人毎ニ一円	千分の六一人毎ニ一円	百円毎ニ一円一人毎ニ一円
料理店業	建物賃貸價格從業者	千分の八十一人毎ニ二円	千分の百三十一人毎ニ二円	千分の百三十五一人毎ニ二円	千分の四十八一人毎ニ二円五十銭	千分の四十二一人毎ニ一円	千分の六一人毎ニ一円	百円毎ニ一円一人毎ニ一円
旅人宿業	建物賃貸價格從業者	千分の五十一人毎ニ二円	千分の七十五一人毎ニ二円	千分の九十一人毎ニ二円	千分の三十二一人毎ニ二円五十銭	千分の二十八一人毎ニ一円	千分の四十一人毎ニ一円	千分の四十一人毎ニ一円
周旋業、代理業	報償金額從業者	千分の二十一人毎ニ二円	千分の三十一人毎ニ二円	千分の三十五一人毎ニ二円	千分の十二一人毎ニ八十銭	千分の十半一人毎ニ七十銭	千分の十五一人毎ニ一円	百円毎ニ一円一人毎ニ一円
仲立業、問屋業、信託業	報償金額從業者	千分の二十一人毎ニ二円	千分の三十一人毎ニ二円	千分の三十七半一人毎ニ二円五十銭	千分の十二一人毎ニ八十銭	千分の十半一人毎ニ七十銭	千分の十五一人毎ニ一円	百円毎ニ一円一人毎ニ一円
備考	———	———	———	営業者及雇人の外從業者中十五才未滿の者に付ては稅率の二分の一とす	———	———	———	———

（一四〇・一下）

物品販賣業課稅標準中賣上金額の區分

物品販賣業の課稅標準中賣上金額は、其の販賣する物品の種類により利益に厚薄あるを以て、賣上金額に對する稅率に等差を設け、甲乙の二階級に區分することとし大正三年三月法律第二十號を以て大正四年一月一日より實施したのである、而して其の區分は左表の如くである。

種別	甲	乙	備考
大	十分の十	十分の十	
中	十分の十	十分の十	
小	十分の十	十分の十	

物品販賣業販賣物品種類別課稅區分表

販賣物品種類	卸賣	小賣
米、麥、豆、石油、肥料、塩、煙草、薪炭 繭、白絹絲、白絹布、棉花、綿 白綿布、白麻絲、白麻布、紙、 麻眞田、經木眞田、花莚、砂糖、麥稈眞田 燃寸、銅鋼鐵地 其他の物品	甲	甲
	甲	乙
	乙	乙

七

免稅點

營業稅の各業別免稅點は左表の如くである。

○

營業稅免稅點沿革表

業別		
物品販賣業		大正三年三月法律第二十號改正（大正四年一月一日より施行）
金錢貸付業 物品貸付業	一箇年の賣上金額二千円未滿のもの	明治四十三年四月法律第四十五號（明治四十四年一月一日より施行）
	運轉資本金額千円未滿のもの	資本金額を運轉資本金額に改む
		明治三十五年三月法律第六十八號改正（明治三十六年一月一日より施行）
		明治三十九年三月法律第三十三號（明治四十年一月一日より施行）
	一箇年の賣上金額千円未滿のもの	資本金額五百円未滿のもの

業別	大正三年三月法律第二十號改正（大正四年一月一日より施行）	明治四十三年四月法律第四十五號（明治四十四年一月一日より施行）	明治三十五年三月法律第八號改正（明治三十六年一月一日より施行）	明治二十九年三月法律第三十三號（明治三十年一月一日より施行）
製造業	資本金額　千円未満のもの 又は職工等役者を通して 三人以上を使用せさるもの			資本金額　五百円未満のもの 又は職工等役者を通して 二人以上を使用せさるもの
運送業	從業者三人以上を使用せさるもの			産人二人以上を使用せさるもの
印刷業、出版業、寫眞業	從業者三人以上を使用せさるもの			職工産人を通して二人以上を使用せざるもの
請負業	請負金額一箇年二千円未満のもの			請負金額一箇年千円未満のもの
席貸業	建物賃貸價格百円未満のもの			建物賃貸價格五十円未満のもの
旅人宿業	一、從業者四人以上を使用せさるもの 二、水賃宿			一、産人三人以上を使用せさるもの 二、水賃宿
料理店業	從業者四人以上を使用せさるもの			産人三人以上を使用せさるもの
周旋業				

業別	
代理業	一箇年報償金額二百円未満のもの
仲立業	
問屋業	一箇年報償金額百円未満のもの
信託業	一箇年報償金額百円未満のもの

八　納稅義務者

營業稅は營業稅を課せらるべき營業者が納稅するものである。

課税方法

営業税の納税義務者は毎年一月三十一日迄に営業名及課税標準を詳記し政府に申告する、而して政府は各税務署所轄内に設置せる営業税調査委員會の調査により課税標準を決定し、之を納税義務者に通知するのである。

納税義務者において右の通知に對し異議あるときは其の審査を求むることが出來るのである、此の場合政府は各税務監督局所轄内に設置せる営業税審査委員會の決議により之を決定するのである。

営業税は年額を二分し第一期分は其の年六月限、第二期分は其の翌十一月限之を納付するものである。

課税方法の沿革は左表の如くである。

○

営業税の課税方法沿革表

區分	
納税者の申告	大正三年三月法律第二十號改正（大正四年一月一日より施行） 毎年一月三十一日迄に営業名及課税標準を政府に申告する
	明治三十五年三月法律第六號改正（明治三十六年一月一日より施行） 一、課税標準は営業税調査委員會の調査により政府之を決定する
	明治二十九年三月法律第三十三號（明治三十年一月一日より施行） 一、納税義務を有する営業者届出をなさざるとき又は其の届出たる課税
課税標準の決定	毎年一月三十一日迄に業名及課税標準を政府に届出つる 一、政府において営業者の申告を不相當と認めたるときは資本金

區分		
大正三年三月法律第二十號改正（大正四年一月一日より施行）	二、政府において課稅標準を決定したるときは之を納稅義務者に通知する 三、納稅義務者政府の通知したる課稅標準に對して異議あるときは政府に申出で審査を求むることを得	
明治三十五年三月法律第十八號改正（明治三十六年一月一日より施行）	標準を不相當と認むるときは政府は其の課稅標準を算定することを得 二、右により政府において課稅標準を營業者の申告を不相當と認め算定したるときは之を營業者に通知する 三、右政府の算定に異議あるときは審査を求むることを得	
明治二十九年三月法律第三十三號（明治三十年一月一日より施行）	額又は建物賃貸價格を算定することを得 二、右により政府において資本金額又は建物賃貸價格を營業者の申告を不相當と認め算定したるときは之を營業者に通知する 三、右政府の算定に異議あるときは再審査を求むることを得	

納期	
一、年額を二分し第一期は其の年六月一日より三十日限第二期は其の年十一月一日より三十日限を以て納期とする 二、廢業するときは未納の稅金は即納する 三、新に營業を開始するものは開業の翌年より其の營業稅を徵收する 四、右の請求ありたるときは營業稅審査委員會を開き其の決議により政府之を決定する	
一、年額を二分し其の年五月十一月を以て納期とする 二、廢業するときは未納の稅金は即納する 三、新に營業を開始するものは開業の翌年より其の營業稅を徵收する 四、右の請求ありたるときは營業稅審査委員會の諮問を經て政府之を決定する	

大正十五年における営業税

営業税は大正十五年分限りにて廃止されたのである、而してこの最後の年における課税標準の總額は

一、〇七八、七七七

営業個數

主たる分

○

○

賣上金額　一六、七四五、七五〇、四二三　円

卸賣

甲　一二、七四一、〇七二、三七六

乙　六、二〇一、一〇一、三五一

小賣

甲　六、五三九、九七一、〇二五

乙　四、〇〇四、六七八、〇四七

資本金額　九一三、〇五二、八八九

運轉資本金額　三、〇九一、六二五、一五八

收入金額　八、六五五、三〇一、〇〇〇

請負金額　七三三、〇二〇、七九七

報償金額　一〇八、七三八、八〇七

建物賃貸價格　八七六、七〇五、四八〇

一三八、三四七、七四二

二四、八四八、六三五

計

○

從業者		二七、
從業者		三、
職工勞役者		二、
○		一、
稅額		二八二、
課稅の分		大四、
免稅の分（八%）		五、
計		大九、
主たる營業個數一につき稅額		五九・
課稅の分		六四
免稅の分（八%）		五・

七一二、 二五二円
八八四

九九〇、 五一二 人
二六七、 三六七
七二三、 一四五

三三四、 八九九円
六〇六、 二八六
九四一、 一八五

円
六四
二〇

計

○

		大四・

		八四

にして其の業別は左表の如くである。

大正十五年營業稅業別表 (1)

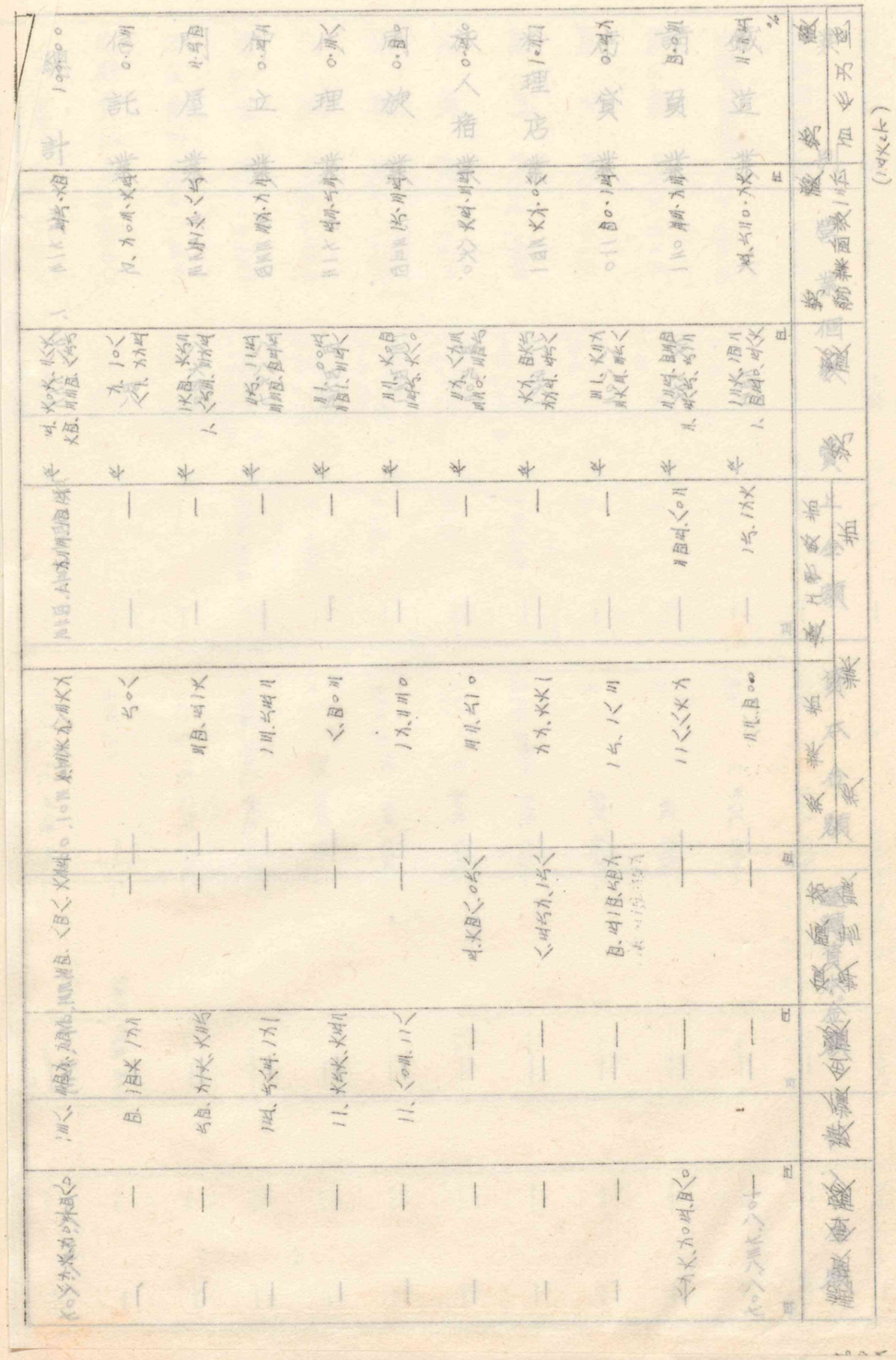
業別	營業個數	賣上金額	資本金額	運轉資本金額	收入金額	請負金額	報償金額	建物賃貸價格	從業者 從業者	從業者 職工勞役者	稅額	營業個數一ニ付稅額	百分比例稅額
物品販賣業	※一六、九三三	一六、七四五、七五〇、四二三 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	— 円	一、四〇九、九〇八	—	外 二三、九八七、六九八	三〇・三二	三七・二九 %
卸賣 甲	七九一、二六一	六、二〇一、一〇一、三五一									二、〇八七、六八六		
卸賣 乙		六、五三九、九七一、〇二五											
計		一二、七四一、〇七二、三七六											
小賣 甲		九一三、〇五二、八八九											
小賣 乙		三、〇九一、六二五、一五八											
計		四、〇〇四、六七八、〇四七											
銀行業	二	—	二、八三五、三二五、六三九	—	—	—	—	—	九五、四八一	—	外 九、二〇〇、三九五 八〇九、一四七	五、五四五・七五	西・三〇
保險業	一、六五九	—	一九九、五七六、〇四六	—	—	—	—	—	二〇、六一一	—	外 六八〇、五五八 五九、一八一	六、八七四・三二	一・〇六

(一五四の下)

| | | |

業別	營業個數	賣上金額	資本金額	運轉資本金額	收入金額	請負金額	報償金額	建物賃貸價格	從業者 職工勞役者	從業者 從業者	稅額	營業個數一ヶ付稅額	百分比例稅額
鐵道業	一六 三四五				一〇八、七三八、八〇七				一九、一七六	三二、四〇〇	外 一、四五〇、五八六 一二六、一四二	五、九二〇、七六	三、一五
請負業	五、〇三一 七六、七六六					八七六、七〇五、四八〇			二四五、八〇二	一二八、八六七	外 二、五八九、九一二 二三五、四三四	三三、七三	四、〇三
席貸業	一一〇 八、八〇二							四、五一四、九四七	一九、一八三	一七、大六一	外 三六三、三九八 三一、六二七	四〇、一五	〇、五七
料理店業	二四一 二、五六一							八、五九七、一九八			外 七七五、五九八 六七、四六九	六、〇八	一、二一
旅人宿業	一、八六〇 四九〇二							五、六四八、〇九八			外 三二〇、三四九 二七、八七三	五、三五	〇、五〇
周旋業	一、三五四 一三、四二一										外 三五九、六八〇 三二、六〇四	九、三五	〇、四〇
代理業	二、七一二 四、四七五										外 三四一、三五八 二一、〇〇五	五二、九二	〇、三八
仲立業	二、三三四 八、八六七							八、五九七、一九八			外 三三四、四五五 三九、一二五	三七、七二	〇、五二
問屋業	三、五二三 八、六五〇										外 一、八九三、三七五 一六四、六九二	二八、八九	二、九四
信託業	七 四八										外 八一、七七五 七、一〇八	一、七〇三、六五	〇、一三
總計	五二、七一三 一、〇七八、七七七	一六、七四五、七五〇、四三三	八、六五五、三〇一、〇〇〇	七三三、〇二〇、九七	一〇八、七三八、八〇七	八七六、七〇五、四八〇	一二三八、三四七、七四二	二四、八四八、六三五	一、七二三、一四五	二、三六七、三六七	外 大四、三三四、八九九 五、六〇六、二八六	五九、六四	一〇〇、〇〇

（一五六の下）



備考

一、當初の決定額による

二、同一の場所において數種の營業を兼ぬる者の營業個數は主たる一方に掲げ他は※印を付して之を上方に掲ぐ

三、税額は大正十五年三月法律第一〇號による免除額（算出税額百分の八）を控除したるものにして免除税額を外書とす

註記

(1) 主税局第五十三回統計年報書（昭和元年度）

二五〇―二五二頁

営業税の収入額と租税収入における地位

営業税の収入額は

○

		金額	指数
明治	三〇	四、四一六、二四八 円	一〇〇 %
	四四	二四、五九八、六一二	五五七
大正	一一	七七、一三二、一二四	一、七四七
	一五	大二、一四六、三四四	一、四〇七

にして租税収入の収入額は

○

		租税収入	営業税		其他		指数		指数
							租税収入	内営業税	其他
明治	三〇	一〇一、一七五、六八〇 円	四、四一六、二四八	円	九六、七五九、四三六	円	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %
	四四	四二一、四八二、九四四	二四、五九八、六一二		三九六、八八四、三三二		四一七	五五七	四一〇
大正	一一	一、一一三、八四五、一三六	七七、一三二、一二四		一、〇三六、七一三、〇一二		一、一〇一	一、七四七	一、〇七一
	一五	一、一三六、七五一、四六六	大二、一四六、三四四		一、〇七四、六〇五、一二二		一、一三四	一、四〇七	一、一二一

である、故に租税収入に對する営業税の割合は

○

明治三〇年
四四
大正一一年
一五

にして其の年度別内譯は左表の如くである。

○

営業税を含みたる租税収入に對する割合

明治三〇年 四・三六%
五・八四

大正一一年 六・九二
五・四七

一五 七・四四
五・七八

営業税を除きたる租税収入に對する割合

明治三〇年 四・五六%
六・二〇

大正一一年 七・四四
五・七八

租税収入及営業税決算額表

年度	租税収入(印紙収入を含む)(1) 決算額	指数	営業税(2) 決算額	指数	租税収入に對する営業税の割合
明治二九	八一、七六四、六一〇 円	八一 %	五二 円	〇 %	
三〇	一〇一、一七五、六八〇	一〇〇	四、四一六、二四八	一〇〇	四・三六
三一	一〇八、九三八、五〇八	一〇八	五、四七八、〇二〇	一二四	五・〇三
三二	一四五、五三六、九〇〇	一四四	五、五〇七、一四六	一二五	三・七八
三三	一五三、四五九、四九一	一五二	六、〇五一、五一五	一三七	三・九四
三四	一六二、七一六、二一一	一六一	六、四八一、〇四五	一四七	三・九八
三五	一七七、三〇〇、四七〇	一七五	六、七七七、〇四七	一五三	三・八二
三六	一七五、五〇四、六四六	一七三	七、〇四九、二五〇	一六〇	四・〇二
三七	二三九、七六三、六一七	二三七	一二、六〇一、五四二	二八五	五・二六

年度		租税収入(印紙収入を含む)(1)		営業税(2)		租税収入に対する営業税の割合
		決算額	指数	決算額	指数	
		円	%	円	%	%
明治 三八		三二七、八八六、五七五	三二四	一八、七八四、六五六	四二五	五・七三
三九		三七四、七〇〇、〇〇〇	三七〇	一九、七七〇、一五九	四四八	五・二八
四〇		四〇二、二九八、一四八	三九八	二〇、三八三、九四〇	四六二	五・〇七
四一		四一〇、六二一、七九五	四〇六	二三、五七四、四二七	五三四	五・七四
四二		四一二、六〇二、五〇五	四〇八	二五、一一二、三三〇	五六九	六・〇九
四三		四〇六、五九四、六〇四	四〇二	二五、七五六、八四四	五八三	六・三三
四四		四二一、四八二、九四四	四一七	二四、五九八、六一二	五五七	五・八四
大正 元		四五五、九一九、六九九	四五一	二六、〇二一、八〇二	五八九	五・七一
二		四六九、六〇八、〇八二	四六四	二七、三九二、六一八	六二〇	五・八三
三		四二七、〇七一、二四五	四二二	二八、五九四、二一三	六四七	六・七〇
四		四一三、六二五、四〇一	四〇九	二一、四五五、四四五	四八六	五・一九
五		四五四、四九九、〇一四	四四九	二二、八三三、五八七	五一七	五・〇二
六		五六〇、九六〇、五一五	五五四	二六、三九四、七〇〇	五九八	四・七一
七		七五五、七〇九、八五八	七四七	三四、三七五、四六七	七七八	四・五五
八		一、〇〇八、〇二〇、六三〇	九九六	四四、〇七五、一九九	九九八	四・三七
九		九三八、〇五七、二三〇	九二七	大二、〇九二、四五四	一、四〇六	大・六二
一〇		一、〇〇一、五五五、九五四	九九〇	六八、四五三、九〇一	一、五五〇	大・八三
一一		一、一一三、八四五、一三六	一、一〇一	七七、一三二、一二四	一、七四七	大・九二
一二		一、〇〇三、八八三、〇六五	九九二	五五、八三七、五六四	一、二六四	五・五六
一三		一、一二八、三一六、五八九	一、一一五	六一、九四三、四四五	一、四〇三	五・四九
一四		一、一三九、四五四、五五四	一、一二六	六五、七九一、一四四	一、四九〇	五・七七
一五		一、一三六、七五一、四六六	一、一二四	六二、一四六、三四四	一、四〇七	五・四七

備考

本表の租税収入は租税、戰時利得税、專賣局益金及收入印紙收入の合計額である。

註記

(1) 明治大正及昭和財政要覽（國政研究會）　一七頁

(2) 租税收入總覽（大藏省主税局）　二一九―

第三編

北支事件特別税法中物品特別税の要綱

目錄

		頁
一	物品特別稅の創設	一六九
二	物品特別稅の廢止	一七一
三	課稅の範圍	一七一
四	免稅の範圍（其の一）	一七七
五	課稅標準	一七九
六	稅率	一八〇
七	免稅點	一八〇
八	納稅義務者	一八一
九	課稅方法	一八二
一〇	增稅中における物品特別稅の地位	一八四
一一	租稅收入における物品特別稅の地位	一八九

二　臨時軍事費特別會計へ移替……一九三
○
計表
一　北支事件特別稅概計表……一八六
一　租稅收入における物品特別稅の割合表（第七一議會の分）……一九〇
一　臨時軍事費特別會計における北支事件特別稅豫算額表（一般會計の系統に屬する分）……一九五
一　北支事件特別稅昭和十三年度豫算額及豫定概計額比較表……一九七

北支事件特別稅法中物品特別稅の要綱

一

物品特別稅の創設

北支事件費の一部に充當するため、北支事件特別稅を設け、所得稅及臨時利得稅の附加的增徵をなすと共に利益配當及公債社債利子の一部に
一定の物品に對し特別稅を課する
一　一定の物品に對し特別稅を課するの必要を生じたるにより第七十一回帝國議會（解散後の特別議會）へ北支事件特別稅法案を提出し、其の協賛を經て昭和十二年八月（十二日）法律第六十六號を以て之を公布し卽日施行することとなつたので

ある。

○

物品特別税は昭和十三年三月三十一日以前において物品特別税を課せらるべき販賣、製造物よりの移出又は保税地域よりの引取をなしたる第一種又は第二種の物品に對して課税するものである。

二

物品特別税の廢止

昭和十三年四月一日より施行する昭和十三年三月法律第五十一號支那事変特別税法により物品特別税を包含する、北支事件特別税法は廢止せられたのである、而して其の代りに支那事変特別税法による物品税が賦課されることとなつたのである。

三

課税の範圍

物品特別税は左に掲ぐる物品に對し賦課するものである。

第一種

一　貴石若は半貴石又はこれを用ひたる製品

イ　貴石、半貴石
　ダイヤモンド、サファイヤ、アレキサンドライト、トパーズ、スピネル、エメラルド、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳古玉、月長石及ヘマタイト

ロ　貴石又は半貴石を用ひたる製品

二　眞珠又は眞珠を用ひたる製品

イ　天然眞珠及養殖眞珠

ロ　眞珠を用ひたる製品

三　貴金屬製品又は貴金屬を用ひたる製品

イ　貴金屬製品但し萬年筆用金ペンを除く

ロ　金側又は白金側の時計

八　金屏風

二　其の他貴金屬を用ひたる製品

四　鼈甲製品

五　珊瑚製品

第二種

一　寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品

イ　寫眞機但し航空機用のもの及顯微鏡用のものを除く

ロ　寫眞引伸機

八　映寫機

二　寫眞機部分品及附屬品
　イ　レンズ（シヤッター附のものを含む）、暗函（蛇腹の有無を別たず）シヤッター、フイルムパックホルダー、取枠、ファインダー、三脚臺、カラーフイルター、セルフタイマー、露出計、距離計及寫眞機用又は三脚臺用ケース
　ロ　寫眞引伸機部分品
　ハ　暗函、コンデンサー、レンズ及支持臺
　ニ　映寫機部分品及附屬品
　　コンデンサー、レンズ發聲裝置、フイルム巻取機、カラースクリーン及映寫機用ケース
二　寫眞用乾板、フイルム及感光紙
　イ　寫眞用乾板但し航空機用のもの及エックス線用のものを除く

　ロ　寫眞用フイルム但し航空機用のもの及エックス線用のものを除く
　ハ　寫眞用感光紙
三　蓄音器及同部分品
　イ　蓄音器（ラヂオ聽取裝置を附したるものを含む）
　ロ　蓄音器部分品
　　蓄音器匣、サウンドボックス、移動腕金、マグネチックピックアップ、蓄音器用モーター、回轉盤、動力用ゼンマイ及蓄音器用針
四　蓄音器用レコード（ヘトーキー用のものを含む）
　但し六吋以下の紙製のものを除く
五　樂器及同部分品

イ　樂器

ピアノ、オルガン、アコーデイオン、ハーモニカ、ヴアイオリン、ヴイオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、マンドラ、マンドリラ、ギター、バラライカ、ウクレレ、バンジョー、フリユート、ピッコロ、クラリネット、オーボ、バズーン、コルネット、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフオーン、スザフオーン、ホルン、木琴、鐵琴、ハープ、リラ、箏、三絃、琵琶、明笛及尺八但し靴具と認められるるものを除く

ロ　樂器部分品

絃樂器用の絃、弓及撥

前項の場合において貴金屬とは金、銀、白金及此等を主たる材料とする合金を謂ふ。

四

免稅の範圍

左に掲ぐる物品については物品特別稅を免除するものである。

○

一　輸出するもの
二　朝鮮に移出するもの但し第二種の物品に限る（大正九年八月法律第五十一号）
三　第一種又は第二種の物品の製造の用に供するもの
四　其の他命令を以て定むる用途に供するもの
イ　學術研究用に供するもの
ロ　醫療用に供するもの
ハ　機械用又は工業用に供する中等學校又は小學校において使用する寫眞機、映寫機、寫眞用フイルム、ピアノ及オルガンに限る

課稅標準

五　物品特別稅の課稅標準は左の如くである。

○　一　第一種の物品については小賣業者の販賣價格
二　第二種の物品については製造場より移出するときの價格
三　外國よりの輸入品については物品が保稅地域から引取られる際の價格

六

税率

物品特別税の税率は價格百分の二十である。

七

免税点

物品特別税の免税点は左の如くである。

一　第一種の物品一個の價格參圓未滿のもの

二　貴石、半貴石、眞珠若は貴金屬を用ひたる物品にして此等の部分の價格（二種以上のものを用ひたるものについては其の價格を合算す）が全體の價格の三分の一未滿のもの、但し金側又は白金側の時計及金屏風については此の規定は適用されないで總て課稅せられる。

八

納稅義務者

物品特別稅の稅法上の納稅義務者は、第一種の物品については小賣業者、第二種の物品については製造者である但し外國から輸入する物品であつて保稅地域から引取る際稅

金を徴収するものについては引取人が納税義務者である。

九

課税方法

物品特別税の納税義務者は左の區分により其の販賣又は製造場より移出したる物品の數量及價格を政府に申告を要するものである。

一　第一種の物品の小賣業者は毎月其の販賣したる物品につき其の品名毎に數量及價格を記載したる申告書を翌月十日迄に提出すること

二　第二種の物品の製造者は毎月其の製造場より移出したる物品につき品名毎に數量及價格を記載したる申告書を翌月十日迄に提出すること

三　第一種又は第二種の物品を保税地域より引取る者は命令を以て定むる場合を除くの外、引取の際其の物品につき前各項に準ずる申告書を提出すること

○

右申告書の提出なきとき又は政府において申告を不相當と認めたるときは、政府は其の課税標準額を決定するものである。

○

物品特別税は毎月分を翌月末日迄に納付すべきものである、但し外國から輸入したる物品を保税地域より引取る場合においては其の際税金を納付せねばならぬのである。

増税中における物品特別税の地位

北支事件費の一部財源充當のため計畫したる増税見込額は

昭和十二年度豫算額	六六、五四八、〇〇〇	円
同　十三年度	三四、九九九、〇〇〇	
計	一〇一、五四七、〇〇〇	

にして内物品特別税の分は

昭和十二年度豫算額	八、七七八、〇〇〇	円
同　十三年度	一、二二〇、〇〇〇	
計	九、九九八、〇〇〇	

である、故に差引

昭和十二年度豫算額	五七、七七〇、〇〇〇	
同　十三年度	三三、七七九、〇〇〇	
計	九一、五四九、〇〇〇	

は物品特別税以外の分にして其の割合は

	總額	物品特別税	其他
	%	%	%
昭和十二年度豫算額	一〇〇・〇〇	一三・一九	八六・八一
同　十三年度	一〇〇・〇〇	三・四九	九六・五一
計	一〇〇・〇〇	九・八五	九〇・一五

にして、物品特別税以外の分に對する物品特別税の割合は

昭和十二年度豫算額	一五・一九%
同　十三年度	三・六一
計	一〇・九二

である、而して其の内譯は左表の如くである。

北支事件特別税概計表

科目	昭和十二年度予算額(1)	同十三年度(2)	計	合計に對する割合 昭和十二年度予算額	同十三年度	計
歳入臨時部	円	円	円	%	%	%
北支事件特別税						
所得特別税						
第一種所得特別税	九、五六四、九三四	一一、六九〇、〇〇〇	二一、二五五、〇〇〇	一四・三七	三三・四〇	二〇・九三
第二種所得特別税	一、〇七三、二〇〇	七六六、〇〇〇	一、八三九、〇〇〇	一・六一	二・一九	一・八一
第三種所得特別税	一六、九四二、四七八	〇	一六、九四二、〇〇〇	二五・四六	〇	一六・六九
小計	二七、五八〇、六一二	一二、四五七、〇〇〇	四〇、〇三七、〇〇〇	四一・四四	三五・五九	三九・四三
臨時利得特別税						
法人臨時利得特別税	四、〇四九、四二八	四、九四九、〇〇〇	八、九九八、〇〇〇	六・〇八	一四・一四	八・八八
個人臨時利得特別税	一、五八三、一三七	〇	一、五八三、〇〇〇	二・三八	〇	一・五六
小計	五、六三二、五六五	四、九四九、〇〇〇	一〇、五八一、〇〇〇	八・四六	一四・一四	一〇・四二
利益配當特別税	二三、一九六、五七七	一五、四六四、〇〇〇	三八、六六〇、〇〇〇	三四・八六	四四・一九	三八・〇七
公債及社債利子特別税	一、三六一、一五二	九〇七、〇〇〇	二、二六八、〇〇〇	二・〇五	二・五九	二・二三
公債及社債利子特別税						
物品特別税	八、七七七、四五五	一、二二〇、〇〇〇	九、九九八、〇〇〇	一三・一九	三・四九	九・八五
物品特別税						
合計	六八、五四八、三六一	三四、九九九、〇〇〇	一〇一、五四七、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
内						
物品特別税	八、七七七、四五五	一、二二〇、〇〇〇	九、九九八、〇〇〇	一三・一九	三・四九	九・八五
其他	五七、七七〇、九〇六	三三、七七九、〇〇〇	九一、五四九、〇〇〇	八六・八一	九六・五一	九〇・一五

小売	昭和十二年度豫算額(1)	同十三年度(2) 計	合計に對する割合 昭和十二年度豫算額	同十三年度 計
共他に對する物品特別稅の割合	○			
	一五・一九 %	三・六一 %		
		一〇・九二 %		

備考

昭和十三年度及計額は千圓未滿を切捨てたるを以て集計上計額に符合せず。

註記

(1) 第七十三議會成立昭和十三年度歲出豫算額及前年度豫算額比較表（國政研究會）

(2) 三戰爭及二事變における日本の財政（國政研究會）

租稅收入における物品特別稅の地位

一一

物品特別稅の昭和十二年度豫算額は

八、七七七、四五五 円

にして租稅收入の第七十一回帝國議會直後における豫算額は

一、七〇九、五九三、二四六 円

である、故に租稅收入に對する物品特別稅の割合は

物品特別稅を含みたる租稅收入に對する割合　〇・五一 %

物品特別稅を除きたる租稅收入に對する割合　〇・五二

にして其の内譯は左表の如くである。

○

租稅收入における物品特別稅の割合表（第七一議會の分）

科目	昭和十二年度豫算額	合計に對する割合	備考
經常部			
租稅	一、二五〇、七二二、三五四 円	七三・一六 %	
印紙收入	八六、七四三、四九三	五・〇七	
官業及官有財産收入			
專賣局益金	二三三、九六八、八一九	一三・六九	
日本銀行納付金	一三、〇八七、五六一	〇・七六	
計	一、五八四、五二二、二二七	九二・六八	
臨時利得稅	五八、五二二、六五八	三・四二	
北支事件特別稅	六六、五四八、三六一	三・九〇	
所得特別稅	二七、五八〇、六一二	一・六二	
臨時利得特別稅	五六三、五六五	〇・三三	
利益配當特別稅	二三、一九六、五七七	一・三六	
公債及社債利子特別稅	一、三六一、一五二	〇・〇八	
物品特別稅	八七七、四五五	〇・五一	
計	一二五、〇七一、〇一九	七・三二	

外に第七三議會における追加豫算 一、一三五、八〇〇 円

外に第七三議會における追加豫算 一、一三五、八〇〇 円

科目	昭和十三年度豫算額	合計に對する割合	備考
	円		
合計	一、七〇九、五九三、二四六	一〇〇、〇〇%	
内 物品特別税	八、七七七、四五五	〇、五一	
其他	一、七〇〇、八一五、七九一	九九、四九	
○ 其他に對する物品特別税の割合	〇、五二		外に第七三議會における追加豫算一、一三五、八〇五円

備考

一、輸出統制税（一、九八三、二八〇円）は本表より除外す

二、本表は第七十三議會昭和十三年度歳入歳出豫算額及前年度豫算額比較表（國政研究會）（一五三―一六三頁）による

臨時軍事費特別會計へ移替

第七十二回帝國議會（臨時議會）において臨時軍事費特別會計の設置せらるるや一般會計における昭和十二年度歳入豫算額中北支事件特別税

	円
	六六、五四八、三六一

を該特別會計に移替へ第七十三回帝國議會において北支事件特別税（昭和十三年度分に相當する分）を追加豫算として

	円
物品特別税	一、二二〇、九七〇
其他	七、八〇二、三一八
計	九、〇二三、二八八

を計上したのである、而して右追加豫算額を、第七十一回帝國議

會における概計額の昭和十三年度分

物品特別税		一、二二〇、〇〇〇円
其　他		三三、七七九、〇〇〇
		三四、九九九、〇〇〇
計		
に對比するときは		
物品特別税（増加）		九七〇円
其　他（減少）		△二五、九七六、六八二
計　（減少）		△二五、九七五、七一二

の減少である、之は昭和十三年四月一日より支那事變特別税法を施行するにより北支事件特別税法が廢止されたためである、而して其の内譯は左表の如くである

○

一、臨時軍事費特別會計における北支事件特別税豫算額表

（一般會計の系統に屬する分）

區分	一般會計より第七十三議會通過豫算額(一)	第七十三議會通過豫算額(二)	計
北支事件特別税			
所得特別税	二七、五八〇、六一二円	三、八七三、〇一〇円	三一、四五三、六二二円
第一種所得特別税	九、五六四、九三四	三、七一九、六九六	一三、二八四、六三〇
第二種所得特別税	一、〇七三、二〇〇	一五三、三一四	一、二二六、五一四
第三種所得特別税	一六、九四二、四七八	。	一六、九四二、四七八
臨時利得特別税	五、六三二、五六五	五一八、五一四	六、一五一、〇七九
法人臨時利得特別税	四、〇四九、四二八	五一八、五一四	四、五六七、九四二
個人臨時利得特別税	一、五八三、一三七	。	一、五八三、一三七

區分	一般會計より繰越額(1)	第七十三議會追加豫算額(2)	計
利益配當特別稅	二三、一九六、五七七 円	三、三二一、七四六 円	二六、四一八、三二三 円
公債及社債利子特別稅	一、三六一、一五二	一八九、〇四八	一、五五〇、二〇〇
物品特別稅	八、七七七、四五五	一、二二〇、九七〇	九、九九八、四二五
計	六六、五四八、三六一	九〇二三、二八八	七五、五七一、六四九

註記

(1) 第七十三議會成立昭和十三年度歲入歲出豫算額及前年度豫算額比較表（國政研究會）

(2) 〃 （〃）

九三頁
九四
九三
九四

二、北支事件特別稅昭和十三年度豫算額及豫定概計額比較表

區分	昭和十三年度豫算額	豫定概計額	比較 増△減
北支事件特別稅			
所得特別稅	三、八七三、〇一〇 円	一二、四五七、〇〇〇 円	△ 八五八三、九九〇 円
第一種所得特別稅	三、七一九、六九六	一一、六九〇、〇〇〇	△ 七、九七〇、三〇四
第二種所得特別稅	一五三、三一四	七六六、〇〇〇	△ 六一二、六八六
第三種所得特別稅	〇	〇	〇
臨時利得特別稅	五一八、五一四	四九四九、〇〇〇	△ 四四三〇、四八六
法人臨時利得特別稅	五一八、五一四	四九四九、〇〇〇	△ 四四三〇、四八六
個人臨時利得特別稅	〇	〇	〇
利益配當特別稅	三二二、七四六	一五、四六四、〇〇〇	△ 一二、二四二、二五四
公債及社債利子特別稅	一八九、〇四八	九〇七、〇〇〇	△ 七一七、九五二

第四編

支那事變特別稅法中物品稅の要綱

區分	豫算額	豫定概計額	比較増△減
物品特別稅	昭和十三年度豫算額 一、二二〇、九七〇 円	一、二二〇、〇〇〇 円	九七〇 円
計	九〇、二三、二八八	三四、九九九、〇〇〇	△ 二五、九七五、七一二

備考

一、豫定概計額は千圓未滿を切捨てあるを以て集計上、計額に符合せず

目錄

		頁
一	物品稅の創設	二〇三
二	課稅の範圍	二〇四
三	免稅の範圍	二一四
四	課稅標準	二一七
五	稅　率	二二八
六	現在品に對する課稅	二三〇
七	納稅義務者	二三一
八	課稅方法	二三二
九	物品稅と物品特別稅の豫算額比較	二三五
一〇	增稅及增收中における物品稅の地位	二三六
一一	租稅收入における物品稅の地位	二四三

計表

一　支那事變による増税及増收見込額表……三八頁

一　租税收入における物品税の割合表……三四

一　税法の創設及改正による收入増減額表……三七

支那事變特別税法中物品税の要綱

一　物品税の創設

支那事變特別税については、北支事件特別税における物品税は、支那事變特別税は支那事變費の一部に充當するため所得税、法人資本税、砂糖消費税及取引所税を増徴し利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税を創設するの必要を生じたるにより第七十三回帝國議會へ支那事變特別税法

案を提出し多少の修正を經て昭和十三年三月法律第五十一號を以て之を公布し昭和十三年四月一日より施行することとなつたものである。

本法施行に伴ひ北支事件特別稅法は廢止せられるのである。

又本法は支那事變終了後其の翌年十二月三十一日迄に之を廢止するものである。從つて課稅は當分の內ということである。

二

課稅の範圍

物品稅は左に掲ぐる物品に對し賦課するものである。

○

課稅物品

品名	課稅最低限單位價格
第一種 甲類 一 貴石若は半貴石又は之を用ひたる製品 イ 貴石、半貴石 ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ベリール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、	

品名	課稅最低限單位價格
オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳古玉、月長石、青金石、クンツアイト、ブラツドストーン及ヘマタイト	一個 三圓
ロ 貴石又は半貴石を用ひたる製品	一個又は一組 三圓
二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品	
イ 天然眞珠及養殖眞珠	一個 三圓
ロ 眞珠を用ひたる製品	一個又は一組 三圓
三 貴金屬製品又は金若は白金を用ひたる製品	
イ 貴金屬製品但し金ペンを除く	一個又は一組 三圓
ロ 金側又は白金側の時計但し金を鍍し又は張りたるものを除く	一個 三圓
ハ 金屏風及金衝立	一個 三圓
二 其の他金又は白金を用ひたる製品但し金箔、金絲、金粉又は金液を用ひたるもの及金を鍍し又は張りたるものを除く	一個又は一組 三圓
四 鼈甲製品	一個又は一組 三圓
五 珊瑚製品	一個又は一組 三圓
乙類	
六 時計	
懷中時計、腕時計、置時計、掛時計	

品名	課税最低限単位	價格
及電氣時計	一個	十五圓
七　萬年筆、金ペン及シャープペンシル		
イ　萬年筆	一個	四圓
ロ　金ペン（軸を附したるものを含む）	一個	二圓
ハ　シャープペンシル	一個	二圓
八　身邊用細貨類		
イ　指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、笄、簪、頭髪用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟止、帯止、バックル、鎖、カフス釦、根付及メダル	一個又は一組	三圓

品名	課税最低限単位	價格
ロ　ハンドバッグ、手提袋、財布、懐中用書狀入、名刺入、筥迫及シース	一個	五圓
九　化粧用具		
イ　化粧用刷子（頭髪用のものを含む）	一個又は一組	五圓
コンパクト、香水噴及白粉入其の他の化粧品の容器	一個	三圓
ロ　化粧具匣（折疊式のものを含む）及其の他の化粧用具セット	一個又は一組	五圓
十　喫煙用具		
イ　煙管、パイプ類及同ケース	一個又は一組	三圓
ロ　煙草入、灰皿及煙草セット	一個又は一組	五圓
十一　帽子、杖、鞭及傘		
イ　帽子	一個	五圓

品名	課税最低限	
	単位	価格
ロ　杖及鞭	一個	三圓
ハ　傘（ビーチパラソルを含む）	一個	六圓
十二　皮革製又は金屬製の鞄及トランク	一個	十圓
十三　靴及履物		
イ　靴		
(一)　長靴	一足	二十圓
(二)　其の他	一足	十二圓
ロ　履物	一足	四圓
十四　書畫及骨董		
十五　室内装飾用品		
置物、花器、香器、額縁、柱掛其の他の壁面装飾用品、人形及節句飾物	一個又は一組	十圓
十六　照明器具		
スタンド、シヤンデリヤ、ペンダント、ブラケット、グローブ及シエード	一個又は一組	五圓
十七　圍碁及將棋用具		
イ　圍碁用具		
(一)　碁盤	一個	十圓
(二)　碁石	一組	五圓
(三)　碁筒	一組	三圓
ロ　將棋用具		
(一)　將棋盤	一個	五圓
(二)　將棋駒	一組	二圓
十八　家具		

品名	課稅最低限單位價格	
簞笥、棚類、箱類、鏡臺類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、几帳、衣桁、帽子掛	一個又は一組	五十圓
十九　漆器、陶磁器及硝子製器具にして別號に掲げざるもの但し理化學用器、醫療用器、電氣絶緣材料及土木建築材料を除く	一個又は一組	二十圓
二十　貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの	一個又は一組	三圓
二十一　毛皮又は毛皮製品		
イ　毛皮	一個	五圓

ロ　毛皮製品		
敷物、膝掛、手套類、襟巻、被服類、被服用の裏、襟	一個又は一組	五圓
二十二　羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品		
イ　羽毛製品	一個	五圓
襟巻	一個	十圓
ロ　羽毛を用ひたる製品		
蒲團、座蒲團及クッション	一個	五圓
二十三　皮革製品にして別號に掲けさるもの		
イ　被服類	一個	五圓
ロ　座蒲團及クッション	一個	五圓
ハ　手袋	一對	二圓
二十四　メリヤス、レース、フエルト及同製品		

品名		課税最低限	
		單位	價格
イ	外套、和服用コート及羽織	一個	七圓
ロ	襟巻	一個	五圓
ハ	ネクタイ、手巾及手袋	一個又は一組	二圓
ニ	靴下及之に類するもの	一足	一圓
ホ	スウエーター、肌着、下着及前各號以外の被服類	一個又は一組	四圓
ヘ	窓掛、卓子掛、敷物及之に類するもの	一個又は一組	三圓
ト	イ號乃至ヘ號に掲ぐる物品の製造用に供し得べき生地	一平方米	三圓

第二種

甲類

一　寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品

イ　寫眞機（但し航空機用のもの及顯微鏡用のものを除く）

ロ　寫眞引伸機

ハ　映寫機

ニ　寫眞機部分品及附屬品（レンズ、シヤツター（附のものを含む）暗函（蛇腹の有無を別たず）シヤツター、フイルムパツクホルダー、取枠、ファインダー、三脚臺　カラーフイルター、セルフタイマー、露出計、距離計及寫眞機用又は三脚臺用ケース

ホ　寫眞引伸機部分品
　暗函、コンデンサー、フイルムリール、ランプハウス、映寫機用ランプ、ヘツドマシン、映寫機用モーター、發聲裝置、フイルム卷取機、カラースクリーン及映寫機用ケース
ヘ　映寫機部分品及附屬品
　コンデンサー、レンズ及支持臺
二　寫眞用の乾板、フイルム及感光紙
イ　寫眞用乾板但し航空機用のもの及エツクス線用のものを除く
ロ　寫眞用フイルム但し航空機用のもの及エツクス線用の

を除く
ハ　寫眞用感光紙
三　蓄音器及同部分品
イ　蓄音器（ラヂオ聽取裝置を附したるものを含む）
ロ　蓄音器部分品
　蓄音器匣、サウンドボツクス、移動腕金、ピツクアツプ、蓄音器用モーター　回轉盤、動力用ゼンマイ及蓄音器用針
四　蓄音器用レコード但し六吋以下の紙製のものを除く
五　樂器、同部分品及附屬品
イ　樂器
　ピアノ、オルガン、アコーデイオン、ハーモニカ、ヴアイオリン、ヴイオラ、セロ、コントラバス、マ

ンドリン、マンドラ、マンドリラ、マンドセロ、マンドローネ、ギター、ギタローネ、バラライカ、ウクレレ、バンジヨー、フリユート、ピツコロ、クラリネツト、オーボ、バズーン、コルネツト、トランペツト、トロンボーン、アルト、バリトン、チユーバ、サクソフオーン、スザフオーン、ホルン、バイブラフオーン、木琴、鐵琴、ハープ、リラ、箏、三絃、琵琶、明笛及尺八

ロ　樂器部分品及附屬品

絃樂器用の絃、弓又は撥及樂器用ケース

六　雙眼鏡及望眼鏡

七　銃及同部分品

イ　銃

獵銃、拳銃及空氣銃

ロ　銃部分品

銃身及銃床

八　藥莢（裝藥したるものを含む）及彈丸但し獵銃、拳銃又は空氣銃用のものに限る

九　ゴルフ用具、同部分品及附屬品

イ　ゴルフクラブ及ゴルフボール

ロ　ゴルフクラブのヘツド及シヤフト

ハ　ゴルフクラブ用バツグ

十　娛樂用のモーターボート、スカール及ヨツト

十一　撞球用具

撞球臺　キユー、球及チヨーク

十二　ネオン管及同變壓器

十三　喫煙用ライター

乙類

十四　ラヂオ聽取機及同部分品

イ　ラヂオ聽取機但し眞空管を使用せざるもの及大藏大臣の指定するものを除く

ロ　ラヂオ聽取機部分品

ラヂオ聽取機匣、トランスフオーマー、チヨークコイル、コンデンサー及シヤシー

十五　受信用眞空管及擴聲器

イ　受信用眞空管

ロ　擴聲器

十六　扇風機及同部分品

イ　扇風機

ロ　扇風機部分品

扇風機用の羽根及モーター

十七　煖房用の電氣、瓦斯又は礦油ストーブ

十八　冷藏器及同部分品

イ　冷藏器

ロ　冷藏器部分品

冷藏器用冷凍機

十九　金庫及鋼鐵製家具

イ　金庫（手提金庫を含む）
ロ　鋼鐵製家具
　　箪笥、棚類、箱類、机及卓子類、椅子及腰掛類

二十　乘用自動車但し普通乘用自動車にして輪距二百八十九糎を超ゆるものに限る

二十一　化粧品
　　香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、クリーム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髪用の香水、油及煉油、整髪料、シヤンプー、染毛料、養毛料、洗粉、美爪料、脱毛料、脂取料

第三種

一　燐寸

二　酒類但し濁酒及果實酒（酒精及酒精含有飲料稅法第三條の三に規定するもの）を除く

同一物品にして第一種及第二種に該當するものは之を第二種とし、甲類及乙類に該當するものは之を甲類とす。

貴金屬とは金、銀、白金及此等を主たる材料とする合金をいふ。貴石、半貴石、眞珠、金又は白金を用ひたる製品とは其の用ひた

る貴石、半貴石、眞珠、金又は白金の價格（二種以上のものを用ひたるものについては其の價格を合算す）が三圓以上のものをいふ。

書畫及骨董の分は一回の賣買總金額が一萬圓を超ゆる場合に限る

但し強制競賣の場合は物品稅を課せないのである。

二四

三

免稅の範圍

左に揭ぐる物品については物品稅を免除するものである。

一　第二種の物品の製造の用に供する第二種及第三種の物品に限る

二　酒類製造の用に供する葡萄酒

三　輸出するもの

四　朝鮮に移出するもの、但し第三種の物品を除く

（大正九年八月法律第五十一号）

五　學術研究用に供するもの

六　其の他命令を以て定むる用途に供するもの

イ　醫療用に供するもの但し第三種の物品を除く

ロ　機械用又は工業用に供するもの但し第三種の物品を除く

ハ　神社、寺院、祠宇、佛堂、教會所及說教所において式典用又は禮拜用に供するもの但し第三種の物品を除く

二　教育用に供するもの但し中等學校又は小學校において使用する寫眞機、映寫機、寫眞用フイルム、蓄音器、蓄音

二五

器用レコード、ピアノ、オルガン、箏、三絃、ラヂオ聽
取機及擴聲器に限る
ホ　軍用に供するもの但し陸海軍の購入に係る皮革製又は金
屬製の鞄及トランク、靴、毛皮、毛皮製品、第一種第二十三號
の皮革製品、メリヤス製品、寫眞機、寫眞機
部分品、寫眞用乾板、寫眞用フイルム、寫眞用感光紙、
雙眼鏡、隻眼鏡、銃、銃部分品並に藥莢及彈丸に限る
ヘ　通信用に供するもの但し無線電信又は無線電話（放送無線電話を除く）
の用に供するラヂオ聽取機及受信用眞空管に限る

課稅標準

物品稅の課稅標準は左の如くである。

一　第一種の物品については小賣業者の販賣價格
二　第二種の物品については製造場より移出する時の價格
三　外國よりの輸入品については物品が保稅地域から引取ら礼
る際の價格
四　燐寸については本數
五　酒類については石數

税率

物品税の税率は左の如くである。

○

第一種　物品の價格百分の十五
　甲類　物品の價格百分の十
　乙類　物品の價格百分の十
第二種　物品の價格百分の十五
　甲類　物品の價格百分の十
　乙類　物品の價格百分の十
第三種　物品の價格百分の十
一　燐寸
千本に付　五錢

二　酒類

イ　清酒、白酒、味淋、燒酎及麥酒
一石に付　五圓

ロ　葡萄酒（酒精及酒精含有飲料稅法第三條の二に規定するもの以下同じ）
一石に付　十圓

ハ　其の他の酒類にして酒精及酒精含有飲料稅法の適用を受くるもの
一石に付　七圓

現在品に對する課稅

本稅法施行の際における製造者又は販賣者の手持品についての課稅は左の如くである。

○

一　第二種の物品の製造者又は販賣者が製造場又は保稅地域以外の場所において

品名毎に價格三千圓を超ゆる第二種の物品（第一號乃至第五號に掲ぐる物品を除く）を所持する場合においては其の價格中三千圓を超ゆる部合に對し課稅する。

右の内第一號乃至第五號に掲ぐる物品を除きたるは既に物品特別稅が課せられてゐるからである。

二　第三種の物品の製造者又は販賣者が製造場又は保稅地域以外の場所において

千萬本を超ゆる燐寸

又は

三十石を超ゆる酒類

を所持する場合においては其の超ゆる部分に對し課稅する。

納稅義務者

物品稅の稅法上の納稅義務者は、第一種物品については小賣業者、第二種物品及第三種物品については製造者である、但し外國から輸入する物品であつて保稅地域から引取

る際税金を徴収するものについては、引取人が納税義務者である。

課税方法

物品の納税義務者は左の區分により其の販賣又は製造場より移出したる物品の數量又は價格を政府に申告を要するものである。

一　第一種の物品の小賣業者は毎月其の販賣したる物品につき其の品名毎に數量及價格を記載したる申告書を翌月十四日迄に提出すること

二　第二種の物品の製造者は毎月其の製造場より移出したる物品につき其の品名毎に數量及價格を記載したる申告書を翌月十日迄に提出すること

三　第三種の物品の製造者は毎月其の製造場より移出したる物品につき其の品名毎に數量を記載したる申告書を翌月十日迄に提出すること

四　第一種、第二種又は第三種の物品を保税地域より引取る者は命令を以て定むる場合を除くの外、引取の際其の物品につき前各項に準する申告書を提出すること

○

右申告書の提出なきとき又は政府において申告を不相當と認めたるときは政府は其の課税標準額を決定するものである。

物品税は毎月分を翌月末日迄に納付するを原則とする、但し左の例外があるのである。

○

一　外國から輸入したる物品を保税地域より引取る場合においては引取人は直に物品税を納付せねばならぬ

二　命令の定むる所により第二種又は第三種の物品につき物品税額に相當する擔保を提供したるときは一月以内物品税の徴收の猶豫が認められる

物品税と物品特別税の豫算額比較

物品税の豫算額は

昭和十三年度（初年度）　五三、九一〇、三六二　円

平　年　度　六四、六二〇、〇〇〇

にして之を物品特別税の豫算額

昭和十二年度　八、七七七、四五五　円

同　十三年度　一、二二〇、九七〇

計（大体平年度額に相當する分）　九、九九八、四二五

に比較するときは平年度額において物品税

五四、六二一、五七五　円

の増加である、而して其の増加割合は、五四六％である。

増税及増收中における物品税の地位

支那事變費の一部財源充當のため計畫したる増税及増收見込額は

昭和十三年度豫算額　三一七、一六五、二七六円
平　年　度　三三〇、二四四、〇〇〇
平　年　度

にして内物品税の分は

昭和十三年度豫算額　五三、九一〇、三六二円
平　年　度　六四、六二〇、〇〇〇
平　年　度　二六三、二五四、九一四円

である。故に差引

昭和十三年度豫算額　二六五、六二五、〇〇〇

平　年　度

は物品税以外の分にして其の割合は

	總額	物品税	其他
昭和十三年度豫算額	一〇〇.〇〇%	一七.〇〇%	八三.〇〇%
平　年　度	一〇〇.〇〇	一九.五七	八〇.四三
平　年　度		二〇.四八%	
平　年　度		二四.三三	

にして、物品税以外の分に對する物品税の割合は

昭和十三年度豫算額

平　年　度

である、而して其の内譯は左表の如くである。

支那事變による増税及増收見込額表

科目	昭和十三年度	平年度	總計に對する割合 昭和十三年度	總計に對する割合 平年度
經常部				
租税	一五七、四三一、五五〇 円	一五一、四二四、〇〇〇 円	四九・六四 %	四五・八五 %
所得税	一一二、〇五二、九二三	一二六、八六八、〇〇〇	三五・三三	三八・四二
第一種所得税	四二、五七一、七七六	五七、八八八、〇〇〇	一三・七四	一七・五三
第二種所得税	三七三七、八四八	四〇七七、〇〇〇	一・一八	一・二四
第三種所得税	六四、七四三、二九九	六四、九〇二、〇〇〇	二〇・四一	一九・六五
法人資本税	二、九四五、三八二	三、九二七、〇〇〇	〇・九三	一・一九
砂糖消費税	三三、四五五、一七五	一〇、八三四、〇〇〇	一〇・五五	三・二八
取引所税		九、七九四、〇〇〇	二・八三	二・九六
取引税	八、九七八、〇七〇	二二〇、〇〇〇	〇・〇七	〇・〇七
印紙收入				
印紙收入				
收入印紙	二二〇、六一一			
計	一五七、六五二、一六一	一五一、六四五、〇〇〇	四九・七一	四五・九二
臨時部				
臨時利得税				
臨時利得税	三八、二五三、七二六	三九、八五一、〇〇〇	一二・〇六	一二・〇七

科目	昭和十三年度	平年度	總計に對する割合 昭和十三年度	總計に對する割合 平年度
法人臨時利得稅	三二、三九八、七六九 円	三三、八八〇、〇〇〇 円	一〇・二一 %	一〇・二六 %
個人臨時利得稅	五、八五四、九五七	五、九六三、〇〇〇	一・八五	一・八一
利益配當稅				
利益配當稅	三六、六三七、〇六〇	三九、九六七、〇〇〇	一一・五五	一二・一〇
公債及社債利子稅				
公債及社債利子稅	二、〇七九、五三八	二、二六八、〇〇〇	〇・六六	〇・六九
通行稅				
通行稅	七、九〇六、〇九八	八、六二四、〇〇〇	二・四九	二・六一
入場稅				
入場稅	一〇、三三四、七二六	一一、二七四、〇〇〇	三・二六	三・四一

科目	昭和十三年度	平年度	總計に對する割合 昭和十三年度	總計に對する割合 平年度
特別入場稅	一一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	〇・〇三	〇・〇四
物品稅				
物品稅	五三、九一〇、三六二	六四、六二〇、〇〇〇	一七・〇〇	一九・五七
計	一四九、二三一、五一〇	一六六、七二七、〇〇〇	四七・〇五	五〇・四九
合計	三〇六、八八三、六七一	三一八、三七二、〇〇〇	九六・七六	九六・四一
外				
官業及官有財産收入				
專賣局益金	一〇、二八一、六〇五	一一、八七二、〇〇〇	三・二四	三・五九
總計	三一七、一六五、二七六	三三〇、二四四、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
內				

科目		昭和十三年度	平年度	總計に對する割合 昭和十三年度	總計に對する割合 平年度
物品税		五三、九一〇、三六二円	六四、六二〇、〇〇〇円	一七・〇〇%	一九・五七%
其他		二六三、二五四、九一四	二六五、六二四、〇〇〇	八三・〇〇	八〇・四三
其他に對する物品税の割合	○	二〇・四八%	二四・三三%		

備考

平年度額は千圓未満を切捨てたるを以て計額に符合せず

租税收入における物品税の地位		
物品税の豫定額は	昭和十三年度豫算額	五三、九一〇、三六二円
	平年度	六四、六二〇、〇〇〇
にして租税收入の豫定額は	昭和十三年度豫算額	二、一七四、三八一、六二六円
	平年度	二、一八八、八二一、七二六
である、故に租税收入に對する物品税の割合は	昭和十三年度豫算額	二・四八%
	平年度	二・九五
	物品税を含みたる租税收入に對する割合	二・四八%
	物品税を除きたる租税收入に對する割合	二・五四%
	昭和十三年度豫算額	三・〇四
	平年度	三・〇四

にして其の内譯は左表の如くである。

一、租稅收入における物品稅の割合表

科目	昭和十三年度豫算額	増△減	差引平年度	合計に對する割合 昭和十三年度豫算額	合計に對する割合 平年度
經常部					
租稅	一、五七七、一四一、〇四七 円	△ 四、六四六、三七三 円	一、五七二、四九四、七七四 円	七二・五三 %	七一・八四 %
印紙收入	一〇〇、〇五六、八四	△ 一一二	一〇〇、〇五六、〇七二	四・六〇	四・五七
官業及官有財産收入					
專賣局益金	二五四、〇五〇、〇一七	一、五九〇、三九五	二五五、六四〇、四一二	一一・六九	一一・六八
日本銀行納付金	一五、〇六六、〇八六	〇	一五、〇六六、〇八六	〇・六九	〇・六九
計	一、九四六、三一三、三三四	△ 三、〇五五、九九〇	一、九四三、二五八、三四四	八九・五一	八八・七八
集計上の差	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇
改計	一、九四六、三一三、三三四	△ 三、〇五四、九九〇	一、九四三、二五八、三四四	八九・五一	八八・七八

臨時部					
臨時利得稅	一一七、〇九〇、五〇八	一、五九六、八七四	一一八、六八七、三八二	五・三九	五・四三
利益配當稅	三六、六三七、〇六〇	三、三二九、九四〇	三九、九六七、〇〇〇	一・六八	一・八三
公債及社債利子稅	二、〇七九、五三八	一八八、四六二	二、二六八、〇〇〇	〇・一〇	〇・一〇
通行稅	七九、〇六、〇九八	七二七、九〇二	八、六三四、〇〇〇	〇・三六	〇・四〇
入場稅	一〇、三三四、七二六	九三九、二七四	一一、二七四、〇〇〇	〇・四八	〇・五二
特別入場稅	一一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇		
物品稅	五三、九一〇、三六二	一〇、七〇九、六三八	六四、六二〇、〇〇〇	二・四八	二・九五
計	二二八、〇六八、二九二	一七、四九二、〇九〇	二四五、五六三、三八二	一〇・四九	一一・二二
集計上の差	〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	〇
改計	二三八、〇六八、二九二	一七、四九五、〇九〇	二五五、六六三、三八二	一〇・四九	一一・二二
合計	二、一七四、三八一、六三六	一四四四〇、一〇〇	二、一八八、八二一、七三六	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

科目	昭和十三年度豫算額	増△減	差引平年度	合計に對する割合
内				
物品税	五三、九一〇、三六三 円	一〇、七〇九、六三八 円	六四、六二〇、〇〇〇 円	
其他	二、一二〇、四七一、二六四	三、七三〇、四六二	二、一二四、二〇一、七六六	
○其他に對する物品税の割合	二・五四%		三・〇四%	

科目	昭和十三年度豫算額	平年度	合計に對する割合
合計	二・四八 円	二・九五 %	
	九七・五二	九七・〇五	

備考

本表の「増減」は別表税法の創設及改正による収入増減額表中計における昭和十三年度と平年度の差引平年度の増減による

二、税法の創設及改正による収入増減額表

科目	部分的税法改正による増△減収見込額 昭和十三年度本豫算	平年度	支那事変特別税法改正による増△減収見込額 昭和十三年度(追加第一号)	平年度
経常部				
租税				
所得税				
第一種所得税	三、〇八三、五〇四 円	四、七七二、〇〇〇 円	一五七、四三五、〇〇〇 円	一六二、〇〇〇、〇〇〇 円
第二種所得税	二、九五九、四〇〇	三、一六六、〇〇〇	一一二、〇五九、〇〇〇	一一九、〇〇〇、〇〇〇
第三種所得税	七八〇	一、〇〇〇	四三五、七七八、〇〇〇	四四〇、〇〇〇、〇〇〇
第三種所得税	二、八〇六、三二一	二、八四三、〇〇〇	三、七三一、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇
第三種所得税	三二二、二九九	三二二、〇〇〇	六四、七四三、九九九	六四、七〇〇、〇〇〇
地租	○	○	○	○
田租	○	○	○	○

二、税法の創設及改正による収入増減額表

科目	部分的税法改正による増△減収見込額			支那事変特別税創設及臨時利得税法改正による増収見込額			臨時租税措置法による増△減収見込額			計			差引平年度の増△減
	昭和十三年度本予算	平年度		昭和十三年度（追第一号）	平年度		昭和十三年度（追第一号）	平年度		昭和十三年度	平年度		
経常部													
租税													
所得税	三、〇八三、五〇四	四、七七二、〇〇〇	円	一五七、四三、一五五〇	一五一、四三四、〇〇〇	円	△三、七一四、七八一	△四、〇四三、〇〇〇	円	一五六、八〇〇、三七三	一五二、一五四、〇〇〇	円	△四、六四六、三七三
第一種所得税	七八、〇	一、〇〇〇		四三、五七一、七七六	五七、八八九、〇〇〇		〇	〇		四三、五七二、五五六	五七、八八九、〇〇〇		一四、三一六、四四四
第二種所得税	二、六〇六、三二一	二、八四三、〇〇〇		三、七三七、八四八	四、〇七七、〇〇〇		〇	〇		六、三四四、一六九	六、九二〇、〇〇〇		五七五、八三一
第三種所得税	三二二、二九九	三二二、〇〇〇		六四、七四三、二九九	六四、九〇二、〇〇〇		〇	〇		六五、〇六五、五九八	六五、二二四、〇〇〇		一五八、四〇二
地租	〇	〇		〇	〇		△七二五、一二五	△九〇八、〇〇〇		△七二五、一二五	△九〇八、〇〇〇		△一八二、八七五
田租	〇	〇		〇	〇		△五四九、三三七	△七三二、〇〇〇		△五四九、三三七	△七三二、〇〇〇		△一八二、六六三

科目	本税昭和十三年度	平年度	昭和十三年度（追加第一号）	平年度	昭和十三年度（追加第一号）	平年度
	初分的税法改正による増収見込額		支那事変特別税法改正に伴う税収増減見込額		駐留軍用地特別措置法による増減収見込額	
営業収益税						
法人営業税	〇	〇	〇	〇	△	△
個人営業税	三九五	三〇〇	〇	〇	二九〇三六	二九〇〇〇
資本利子税	六三四	六〇〇	〇	〇	〇	〇
甲種資本利子税	〇	〇	〇	〇	〇	〇
乙種資本利子税	六三四	六〇〇	〇	〇	〇	〇
法人資本税	〇	〇	三九五三八三	三九七〇〇	〇	〇
鑛業税	二三八五	一五五〇〇	〇	〇	〇	〇
鑛産税						
特別鑛産税						
鑛業税						

（三四八）

科目	合計 昭和十三年度	合計 平年度	合計 差引平年度増△減
営業収益税			
法人営業税	△	△	△
個人営業税	一七五七六〇	一七五〇〇〇	六〇九
資本利子税	六三四	六〇〇	三四
甲種資本利子税	〇	〇	〇
乙種資本利子税	六三四	六〇〇	三四
法人資本税	三九五三八三	三九七〇〇〇	九六八
鑛業税	二三八五	六五五〇〇	二四五
鑛産税			
特別鑛産税			
鑛業税			

鑛業税	○	○	○	○	△	△四七三、〇〇九	△	△五一二、〇〇〇	△
鑛産税	○	○	○	○	△	△一四七、三五〇	△	△一四七、〇〇〇	△
特別鑛産税	○	○	○	○	△	△四一七、五五三	△	△四一七、〇〇〇	△
特別砂鑛區税	○	○	○	○	○	九一、八九四	○	五二、〇〇〇	△
砂糖消費税	○	○	○	○	○	三三、四五五、一七五	○	一〇、八三四、〇〇〇	△
織物消費税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取引所税	○	○	○	○	○	八、九七八、〇七〇	○	九、七九四、〇〇〇	○
取引所營業税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取引税	○	○	○	○	○	八、九七八、〇七〇	○	九、七九四、〇〇〇	○
印紙收入									
印紙收入	△三、一八〇、四九九	△三、一八〇、〇〇〇	二、一〇六、一一						
收入印紙	△三、一三七、五六三	△三、一三七、〇〇〇	二、一〇六、一一						
現金收入	△四二、九三六	△四二、〇〇〇	○						

鑛業税	△	△	△	△	△	△四七三、〇〇九	△	△五一二、〇〇〇	△
鑛産税	△	△	△	△	△	△一四七、三五〇	△	△一四七、〇〇〇	△
特別鑛産税	△	△	△	△	△	△四一七、五五三	△	△四一七、〇〇〇	△
特別砂鑛區税	○	○	○	○	○	九一、八九四	○	五二、〇〇〇	△
砂糖消費税	○	○	○	○	○	三三、四五五、一七五	○	一〇、八三四、〇〇〇	△
織物消費税	△	△	△	△	△	△	△	△	△
取引所税	○	○	○	○	○	八、九七八、〇七〇	○	九、七九四、〇〇〇	○
取引所營業税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取引税	○	○	○	○	○	八、九七八、〇七〇	○	九、七九四、〇〇〇	○
印紙收入									
印紙收入	△三、一八〇、四九九	△三、一八〇、〇〇〇	二、一〇六、一一						
收入印紙	△三、一三七、五六三	△三、一三七、〇〇〇	二、一〇六、一一						
現金收入	△四二、九三六	△四二、〇〇〇	○						

鑛業税	△	△	△	△	△	△四七三、〇〇九	△	△五一二、〇〇〇	△三八、九八九一
鑛産税	△	△	△	△	△	△一四七、三五〇	△	△一四七、〇〇〇	三五〇
特別鑛産税	△	△	△	△	△	△四一七、五五三	△	△四一七、〇〇〇	五五三
特別砂鑛區税	○	○	○	○	○	九一、八九四	○	五二、〇〇〇	△三八、九八九一
砂糖消費税	○	○	○	○	○	三三、四五五、一七五	○	一〇、八三四、〇〇〇	△三、六三一、一七五
織物消費税	△	△	△	△	△	△	△	△	△一〇四、八六一
取引所税	○	○	○	○	○	八、九七八、〇七〇	○	九、七九四、〇〇〇	八一五、九三〇
取引所營業税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取引税	○	○	○	○	○	八、九七八、〇七〇	○	九、七九四、〇〇〇	八一五、九三〇
印紙收入									
印紙收入	△三、一八〇、四九九	△三、一八〇、〇〇〇	二、一〇六、一一						一一二
收入印紙	△三、一三七、五六三	△三、一三七、〇〇〇	二、一〇六、一一						四八
現金收入	△四二、九三六	△四二、〇〇〇	○						九三六

（三四九ノ下）

乙種資本利子税　六、三三四
法人資本税　○　六、〇〇〇
相續税　一二三、八三五　一、五七五、〇〇〇　○　四三三

科目	部分的税法改正による増△減收見込額 昭和十三年度（本豫算）	平年度	支那事変特別税創設及臨時利得税法改正による増收見込額 昭和十三年度（追第一號）	平年度	臨時租税措置法による増△減收見込額 昭和十三年度（追第一號）	平年度
臨時部	△ 九六、九九五 円	一、五九二、〇〇〇 円	一、五七、六五二、一六一 円	一五一、六四五、〇〇〇 円	△ 三、七二四、七八一 円	△ 四〇四二、〇〇〇 円
臨時利得税						
臨時利得税	四〇〇	〇	三八、三五三、七二六	三九、八五一、〇〇〇	〇	〇
法人臨時利得税	〇	〇	三二、三九八、七六九	三三、八八八、〇〇〇	〇	〇
個人臨時利得税	四〇〇	〇	五、八五四、九五七	五、九六三、〇〇〇	〇	〇
利益配當税	〇	〇	三六、六三七、〇六〇	三九、九六七、〇〇〇	〇	〇
利益配當税	〇	〇	三六、六三七、〇六〇	三九、九六七、〇〇〇	〇	〇
公債及社債利子税	〇	〇	二、〇七九、五三八	二、二六八、〇〇〇	〇	〇
公債及社債利子税	〇	〇	二、〇七九、五三八	二、二六八、〇〇〇	〇	〇

科目	計 昭和十三年度	平年度	差引平年度の増△減
臨時部	一五三、八四〇、三八五 円	一四九、一九五、〇〇〇 △ 円	四六四五三八五 円
臨時利得税			
臨時利得税	三八、三五四、一二六	三九、八五一、〇〇〇	一、五九六、八七四
法人臨時利得税	三二、三九八、七六九	三三、八八八、〇〇〇	一、四八九、二三一
個人臨時利得税	五、八五五、三五七	五、九六三、〇〇〇	一〇七、六四三
利益配當税	三六、六三七、〇六〇	三九、九六七、〇〇〇	三、三九、九四〇
公債及社債利子税	二、〇七九、五三八	二、二六八、〇〇〇	一八八、四六二

（三五〇ノ下）

通行税			
通行税	〇	〇	
入場税			
入場税	〇	〇	一〇

財産及収入官吏	合計	物品税	特別入場税	入場税	通行税	物品税	特別入場税	入場税	通行税
合計	△ 九六五	四〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
外国大使館	二五九〇〇〇	〇	〇	一四九三五一〇	三〇六八三七二	三六三七〇〇〇	一六七三〇〇〇	五三九〇三六三	二四九三九一〇
外国公使館	三六八三七二	〇	〇	一六七三〇〇〇	四〇四三〇〇〇	〇	〇	七九六〇九	三六七三〇〇〇
外国領事館	三六三七〇〇〇	△ 三七四七八	△ 四〇四三〇〇〇	一六七三〇〇〇	四〇四三〇〇〇	〇	〇	七九六〇九	三六七三〇〇〇
外国代表者	一六七三〇〇〇	〇	〇	七九六〇九	一九一六〇〇〇	一九一六〇〇〇	八八三〇〇〇	三六七三〇〇〇	一六七三〇〇〇
外国代表者家族	一九一六〇〇〇	〇	〇	八八三〇〇〇	二二九九二〇〇	二二九九二〇〇	一〇五九六〇〇	四四〇四三〇〇	二〇四三〇〇〇
外国代表者使用人	二二九九二〇〇	〇	〇	一〇五九六〇〇	二七五九〇四八	二七五九〇四八	一二七一一二〇	五二九〇三六三	二四五三九一〇
合計	二七五九〇四八	四〇	〇	一二七一一二〇	三三〇七三五九	三三〇七三五九	一五二六五四三	六三五九〇四八	二九三八七二〇

科目	昭和十三年度（本予算）	平年度	昭和十三年度（第一次改正予算）	平年度	昭和十三年度（第二次改正予算）	平年度
改正専売局益金	△ 五九五	一、五九五、〇〇〇円	三七、五七六	三三、四四〇、〇〇〇	△ 三七、四八一	△ 四、四二〇、〇〇〇
合計	五九五	一、五九五、〇〇〇円	三七、五七六	三三、四四〇、〇〇〇	三七、四八一	四、四二〇、〇〇〇円

科目	昭和十三年度（本予算）	平年度	昭和十三年度（第一次改正予算）	平年度	昭和十三年度（第二次改正予算）	平年度
改正専売局益金	△ 五九五	一、五九五、〇〇〇円	三七、五七六	三三、四四〇、〇〇〇	△ 三七、四八一	△ 四、四二〇、〇〇〇円
合計	五九五	一、五九五、〇〇〇円	三七、五七六	三三、四四〇、〇〇〇	三七、四八一	四、四二〇、〇〇〇円

（三五ページ）

計	昭和十三年度	平年度	差引平年度の増△減
	一、三八六、五九五円	二、八三〇、〇〇〇円	一、五九〇、三九五円
	三三三五九〇	三七九四〇〇	一四四〇〇

（三五ページ）

備考

一、平年度額は本表は第七十三回帝國議會（昭和十三年度豫算）「國政研究會」による

二、本表は昭和十三年度豫算額及前年度豫算額比較表中五一歳以上の出征軍人に対する扶助料の増加額並に恩給法改正による増減収見込額を計上せざるを以て計数に符合せず

科目	部分的税法改正による増△減收見込額			
	昭和十三年度（本豫算）	平年度	昭和十四年度（追第一號）	昭和十四年度（追第一號）
專賣局益金	円	円	円	円
改△合計	九六五九五	一、五九二、〇〇〇	三一七、一	一〇、八〇、六〇〇

備考

一、平年度額は千圓未滿を切捨てたるを以て計額に符合せず

二、本表は第七十三議會昭和十三年度歳入歳出豫算額及前年度豫算額比較表中（國政研究會）「五一——五六頁」による

第五編

主要國財政現況

目錄

		頁
一	主要國における租稅收入と所得稅	二五七
二	主要國歲出額に對する歲入額及其の割合	二六〇
三	主要國の國民所得と租稅收入及所得稅	二六三
四	主要國の國民所得と歲計	二六六
五	右邦貨換算額と日本に對する外國の割合	二六八
六	主要國歲計の趨勢	二七一
七	右の指數	二七九
八	主要國の國債現在高	二八一
九	右の指數	二八四

計表

一　主要國租稅收入及所得稅比較表……二五八
一　主要國歲出額に對する歲入額及割合表……二六一
一　主要國國民所得に對する租稅收入及所得稅の割合表……二六四
一　主要國國民所得に對する歲計及割合表……二六六
一　主要國國民所得、歲出額及歲入額の邦貨換算額竝日本に對する外國の割合表……二六九
一　主要國歲計の趨勢表……二七二
一　日本の歲計表……二七六
一　主要國歲計趨勢の指數表……二七九
一　主要國國債現在高表……二八一
一　主要國國債現在高の指數表……二八四

一

主要國における租稅收入と所得稅

我國において取引稅を施行するとして其の以前において所得稅が租稅收入中にある地位にあるかを知るのは本增稅斷行上必要であらう故に主要國における租稅收入額及所得稅額を左に比較する。

主要國租稅收入及所得稅比較表

國別	年度	區分	租稅收入	所得稅	租稅收入に對する所得稅の割合
日	一般會計昭和一三年度				
	總額	一九三八―三九	豫算 二、一七四、三八一千円	六四八、六七九千円	二九・八%
	內 臨時軍事費特別會計繰入		三一七、一六五	一一二、〇五二	三五・三
	普通	一九三七―三九	豫算 一、八五七、二一六	五三六、六二七	二八・九
	臨時軍事費特別會計		四一一、二三三	一四三、五〇六	三四・九
英					
		一九三七―三八	豫算 八三四、六五〇千磅	三四六、一五〇千磅	四一・五
米		一九三七―三八	〃 五、九五七、〇〇〇千弗	二、六九二、〇〇〇千弗	四五・二

佛		一九三六	三四、二〇九、五一六千法	九、一一六、八六九千法
獨		一九三六―三七	實績 一一、四九二、四一九千國麻	四、二五六、四〇二千國麻
伊		一九三七―三八	豫算 一八、八三二、〇七五千利	四、四〇〇、九〇〇千利
		一九三六	〃 千法	二六・六
		一九三六―三七	實績 千國麻	三七・〇
		一九三七―三八	豫算 千利	二三・四

備考

日本の租稅收入は外國との對照上租稅、印紙收入、專賣局益金、日本銀行納付金、臨時利得稅、利益配當稅、公債及社債利子稅、通行稅、入場稅、物品稅の合計額である。

主要國歳出額に對する歳入額及其の割合

尚ほ我國を始め主要外國の歳出額に對する財源を普通歳入額竝公債金に大別し普通歳入額を租稅收入及其他收入に區分し、更に租稅收入を所得稅及其他に區別し、これ等の各財源額の歳出額に對する割合を算出すれは左表の如くである。

○

主要國歳出額に對する歳入額及割合表

國名	年次	歳出に對する割合						歳出額	歳入に對する割合						歳入額	備考
		公債金	租稅收入			其他收入			公債金	租稅收入			其他收入			
			所得稅	其他	計		計			所得稅	其他	計		計		
		%	%	%	%	%	%		%	%	%	%	%	%		
日本	一般會計 昭和一三年度	三八・六	一〇・一	四五・三	五五・四	五・九	一〇〇	四、三〇〇、〇〇〇千圓	三八・六	一〇・一	四五・三	五五・四	五・九	一〇〇	四、三〇〇、〇〇〇千圓	
	内地	三八・六	一〇・一	四五・三	五五・四	五・九	一〇〇	四、三〇〇、〇〇〇千圓	三八・六	一〇・一	四五・三	五五・四	五・九	一〇〇	四、三〇〇、〇〇〇千圓	
	朝鮮	一〇・〇	一〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	一〇・〇	一〇〇	一八〇、〇〇〇千圓	一〇・〇	一〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	一〇・〇	一〇〇	一八〇、〇〇〇千圓	
	臺灣	一〇・〇	一〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	一〇・〇	一〇〇	一八〇、〇〇〇千圓	一〇・〇	一〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	一〇・〇	一〇〇	一八〇、〇〇〇千圓	
	樺太	一〇・〇	一〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	一〇・〇	一〇〇	一八〇、〇〇〇千圓	一〇・〇	一〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	一〇・〇	一〇〇	一八〇、〇〇〇千圓	
	關東州	一〇・〇	一〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	一〇・〇	一〇〇	一八〇、〇〇〇千圓	一〇・〇	一〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	一〇・〇	一〇〇	一八〇、〇〇〇千圓	
	委任統治領	一〇・〇	一〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	一〇・〇	一〇〇	一八〇、〇〇〇千圓	一〇・〇	一〇・〇	八〇・〇	九〇・〇	一〇・〇	一〇〇	一八〇、〇〇〇千圓	
米國	昭和一三年	三・〇	一〇・二	八四・八	九五・〇	二・〇	一〇〇	一八、九〇〇、〇〇〇千圓	三・〇	一〇・二	八四・八	九五・〇	二・〇	一〇〇	一八、九〇〇、〇〇〇千圓	
英國	昭和一三年	三・〇	一〇・二	八四・八	九五・〇	二・〇	一〇〇	一八、九〇〇、〇〇〇千圓	三・〇	一〇・二	八四・八	九五・〇	二・〇	一〇〇	一八、九〇〇、〇〇〇千圓	

主要國歳出額に對する歳入額及割合表

國別	年度	區分	單位	歳出額	普通歳入額	内訳 租税収入 所得税	内訳 租税収入 其他	内訳 租税収入 計	内訳 其他収入	内訳 公債金	歳出額に對する割合 普通歳入額	歳出額に對する割合 租税収入 所得税	歳出額に對する割合 租税収入 其他	歳出額に對する割合 租税収入 計	歳出額に對する割合 其他収入	歳出額に對する割合 公債及借入金
日	一般會計 總額	内	豫算	千円	三、五一四、五二一	二、五〇六、四五九	大四八、六七九	一、五二五、七〇二	二、一七四、三八一	三三二、〇七八	一、〇〇八、〇六二	七一・三	一八・五	四三・四	六一・九	九・四	一四・七
英 (1)	一九三七－三八	臨時軍事費特別會計ヘ繰入	〃	三一七、一六五	三一七、一六五	一一二、〇五二	二〇五、一一三	三一七、一六五	〇	〇	一〇〇・〇	三五・三	六四・七	一〇〇・〇	九・四	〇
〃 (2)	一九三七－三九	普通	〃	三、一九七、三五六	二、一八九、二九四	五三六、六二七	一、三二〇、五八九	一、八五七、二一六	三三二、〇七八	一、〇〇八、〇六二	六八・五	一八・五	四一・三	六一・九	一〇・四	三一・五
〃	豫算	臨時軍事費特別會計	千磅	七、三九〇、〇七七	五〇二、五三三	一四三、五〇六	二六七、七二七	四一一、二三三	九一、三〇〇	六、八八七、五四四	六・八	一・〇	三・六	五・六	一・二	九三・二
米	一九三七－三八	普通	〃	九三八、〇四六	九三八、二九八	三四六、一五〇	四八八、五〇〇	八三四、六五〇	一〇三、六四八	剰餘金 二五二	八五・三	三六・九	五二・一	八九・〇	一一・〇	〇・三
〃	豫算	普通	千磅	七、四〇八、〇〇〇	六、三二〇、〇〇〇	二、六九二、〇〇〇	三、二六五、〇〇〇	五、九五七、〇〇〇	三、六三三、〇〇〇	一、〇八八、〇〇〇	八五・三	三六・三	四四・一	八〇・四	一四・九	一四・七

國別	年度	區分	單位	歲出額	普通歲入額	租稅收入 内訳 所得稅	租稅收入 内訳 其他
佛 (3)	一九三六	豫算	千法	四〇、三〇六、八〇八	四〇、四四九、八八七	九、一一六、八六九	二五、〇九二、六四七
獨 (4)	一九三六―三七	實績	千國幣	不發表	不發表	四、二五六、四〇二	七、二三六、〇一七
伊	一九三七―三八	實豫算	千利	二三、七八九、〇〇〇 (5)	二〇、五九六、〇〇〇 (6)	四、四〇〇、九〇〇 (7)	一四、四三一、一七五

國別	歲入計	其他收入	公債金	普通歲入額	租稅收入 所得稅	租稅收入 其他	租稅收入 計	其他收入	公債及借入金
佛	三四、二〇九、五一六	六、二四〇、三七一	剰餘金 一四三、〇七九	一〇〇・四 %	二二・六 %	六二・三 %	八四・九 %	一五・五 %	三・五 %
獨	二一、四九二、四一九								
伊 (8)	一八、八三二、〇七五	一、七六三、九二五	三、一九三、〇〇〇 (9)	八六・六	一八・五	六〇・七	七九・二	七四・一	一三・四

(二六二)

歲出額に對する割合

注記

(1) 主要國財政經濟現況（大藏省昭和十三年一月調）
(2) 〃 （〃）
(3) 各國租稅制度講義案 平田大藏事務官講述 昭和十二年
(4) 〃 勝俣大藏事務官講述 昭和十三年
(5) 主要國財政經濟現況（大藏省昭和十三年一月調）
(6) 〃 （〃）

附表

一〇、一二 頁
三〇
二四、二五、二九、三七
二一、二三
三
三

附録

注記

(1) 主要國財政經濟現況 (大藏省昭和十三年一月調)
(2) 〃 (〃)
(3) 各國租税制度講義案 平田大藏事務官講述 昭和十二年
(4) 〃 脇阪大藏事務官講述 昭和十三年
(5) 主要國財政經濟現況 (大藏省昭和十三年一月調)
(6) 〃 (〃)

附録

一〇、一二頁
三〇 〃
二四、二五、二九、三七
二一、二三
三三
三

(7) 各國租税制度講義案 脇阪大藏事務官講述 昭和十三年
(8) 〃 〃
(9) 主要國財政經濟現況 (大藏省昭和十三年一月調)

附録

三九
四六 〃
三

三

主要國の國民所得と租税收入及所得税

前記による主要國の租税收入及所得税額を國民所得に比較するときは左表の如くである。

主要國國民所得に對する租稅收入及所得稅の割合表

國別	國民所得		租稅收入及所得稅				國民所得に對する割合	
	單位	金額	年次	租稅收入	所得稅	年度	租稅收入	所得稅
日								
一般會計				二、一七四、三八一				
總額					六四八、六七九	昭和一三年度		
內	千円	二、三四七、一五六	一九三四年（昭和九年）					
臨時軍事費特別會計繰入				三一七、一六五	一二、〇五二	豫算 一九三八―三九	一九・三	五・八
普通				一、八五七、二一六	五三六、六二七		二・八	一・〇
臨時軍事費特別會計				四一一、二三三	一四三、五〇六	一九三七―三九	一六・五	四・八
英	千磅	三、九〇九、〇〇〇	一九三五年	八三四、六五〇	三四六、一五〇	一九三七―三八 豫算	二一・四	八・九
米	千弗	五二、九五九、〇〇〇	〃	五、九五七、〇〇〇	二、六九二、〇〇〇	〃	一一・二	五・一

佛	千法	一六五、〇〇〇、〇〇〇	一九三六 豫算	二〇・七
獨	千國麻	五七、二七三、〇〇〇	一九三四年	一一、四九二、四一九
伊	千利	？一六、〇〇〇、〇〇〇	〃	一八、八三二、〇七五
〃	千利	？一二〇、〇〇〇、〇〇〇	一九三六年	一八、八三二、〇七五
			一九三六―三七 實績	二〇・一
			一九三七―三八 實豫算	一一七・七
				七・四
				二七・五
				三・七

備考

一、國民所得は內閣統計局の調査による。

二、伊太利の國民所得は千二百億利を下らざるべしといふ（一九三八年一月二十二日エコノミスト一六五頁）も百六十億利は統計局調につき、其の儘計上し統計局へ調査照會中である故に參考として千二百億利の分をも計上する。

主要國の國民所得と歳計

尚ほ主要國における歳計額の國民所得に對する割合は左表の如くである。

○

主要國國民所得に對する歳計及割合表

國別	國民所得 年次	國民所得 金額	歳計 歳出額	歳計 歳入額 普通歳入	歳計 歳入額 公債借入金	國民所得に對する割合 歳出額	國民所得に對する割合 歳入額 普通歳入	國民所得に對する割合 歳入額 公債借入金
日	昭和九年	千円	千円	千円	千円	%	%	%
一般會計		一九三四	三一七、一六五	三一七、一六五	〇	二・八	二・八	〇
總額		二、三四七、一五六	三、一九七、三五六	二、一八九、二九四	一、〇〇八、〇六二	二八・四	一九・四	九・〇
	一九三八―三九豫算		三、五一四、五三一	二、五〇六、四五九	一、〇〇八、〇六二	三一・三	二二・三	九・〇

國別	國民所得 年次	國民所得 金額	歳計 歳出額	歳計 歳入額 普通歳入	歳計 歳入額 公債借入金	國民所得に對する割合 歳出額	國民所得に對する割合 歳入額 普通歳入	國民所得に對する割合 歳入額 公債借入金
英	一九三五	三、九〇九、〇〇〇千磅	三、九〇九、〇〇〇千磅	三、九〇九、〇〇〇千磅	〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	〇
米	一九三七―三八豫算	九三、〇四六千弗	七、四〇八、〇〇〇千弗	六、三二〇、〇〇〇千弗	一、〇八八、〇〇〇千弗	七・九	六・八	一・一
佛	一九三六	四〇、三〇六、八〇八千法	四〇、四四九、八八七千法	三四、四五一、八八七千法	剰餘金 一四三、〇七九千法	一〇七・一	九一・〇	一六・一
獨	實績不發表	二三、七八九、〇〇〇千國称	二〇、五九六、〇〇〇千國称	一七、一九三、〇〇〇千國称	三、四〇三、〇〇〇千國称	八六・〇	七二・〇	一四・〇
伊	實績不發表	一九三七―三八實績豫算 二三、七八九、〇〇〇千利	二〇、五九六、〇〇〇千利	一七、一九三、〇〇〇千利	三、四〇三、〇〇〇千利	八六・〇	七二・〇	一四・〇
〃	一九三六	一二〇、〇〇〇、〇〇〇〃	一九、八〇〇、〇〇〇〃	一六、三〇〇、〇〇〇〃	三、五〇〇、〇〇〇〃	一六・五	一三・六	二・九

○

前記主要外國の國民所得及歳計を爲替相場により邦貨に換算したる額が我國のそれに對する割合は左表の如くである。

右邦貨換算額と日本に對する外國の割合

主要國國民所得歳出額及歳入額の邦貨換算額並日本に對する外國の割合表

國別	爲替相場（一円に付）	一般會計總額	歳入額	歳出額	國民所得
日		円 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇			
英	一七・一四三				
米	三・四四〇				
佛	〇・〇九六				
獨	一・三七九				
伊	〇・一八一				
〃	〇・一八一				

主要國國民所得歳出額及歳入額の邦貨換算額並日本に對する外國の割合表

國別		為替相場（一円に付）	國民所得			歳出額			歳入額			公債金		
			金額	邦貨換算額	割合	金額	邦貨換算額	割合	金額	邦貨換算額	割合	金額	邦貨換算額	割合
日	一般會計總額	一・〇〇〇 円	一一、三四七、一五六 千円	一一、三四七、一五六 千円	一〇〇 %	三、五一四、五二一 千円	三、五一四、五二一 千円	一〇〇 %	二、五〇六、四五九 千円	二、五〇六、四五九 千円	一〇〇 %	一、〇〇八、〇六二 千円	一、〇〇八、〇六二 千円	一〇〇 %
英		一七・一四三	三、九〇九、〇〇〇 千磅	六七、〇一一、九八七	五九六	一六、〇八〇、九二三 千磅	四五八	一一三	九三八、二九八 千磅	一六、〇八五、二四三	六四二	剰餘金 二五二 千磅	剰餘金 四、三二〇	剰餘金 一三、七三五
米		三・四四〇	五二、九五九、〇〇〇 千弗	一八二、一七八、九六〇	一、六二〇	二五、四八三、五二〇	七二五	一〇〇 %	六、三二〇、〇〇〇 千弗	二一、七四〇、八〇〇	八六七	一、〇八八、〇〇〇 千弗	三、七四二、七二〇	三七一
佛		〇・〇九六	一六五、〇〇〇、〇〇〇 千法	一五、八四〇、〇〇〇	一四一	三、八六九、四五四	一一〇		四〇、四四九、八八七 千法	三、八八三、一八九	一五五	剰餘金 一四三、〇七九 千法	剰餘金 一三、七三五	五七
獨		一・三七九	五七、二七三、〇〇〇 千國幣	七八、九七九、四六七	七〇二	不發表			不發表			不發表		
伊		〇・一八一	一六、〇〇〇、〇〇〇 千利	二、八九六、〇〇〇	二六									
〃		〇・一八一	一二〇、〇〇〇、〇〇〇 〃	二一、七二〇、〇〇〇	一九三									

備考

本表外貨の邦貨換算率は左の如くである。

	純分比價（日本圓）	昭和十三年五月六日正金爲替建値（電信賣）
磅	九・七六三、一七円	（一円に付一七・一四二、八五一志二片）
弗	一・一八四、八九	（二九弗一/16）
法	〇・〇七八、六〇	（一〇法四〇）
麻	〇・四七七、九〇	（〇・三七九、三一 七二/64）
利	〇・一〇五、五九	（五利五二） 〇・一八一、一六

主要國歳計の趨勢

主要國の最近十箇年度間における歳出額、一般歳入額（公債及借入金を除きたるもの）、差引歳入過不足額を調査し歳計の趨勢を示せは左表の如くである。

主要國歲計趨勢表

※印は豫算

年度 / 國別	日	米	英	佛	獨	伊
昭和三	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
二	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
三	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
四	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
五	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
六	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
七	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
八	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
九	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
十	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
十一	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
十二	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
十三	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
十四	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
十五	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
十六	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
十七	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
十八	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
十九	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
二十	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
二十一	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足
二十二	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出	歲出
	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入	歲入
	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足	過(△)不足

(1) 四月一日ニ始マル

(2) 七月一日ニ始マル

(3) 米國ノ會計年度ハ一九二八年六月三十日ニ終リ一九二九年ヨリ七月一日ニ始マル

(4) 佛國ノ會計年度ハ一月一日ニ始マル

(5) 獨國ノ會計年度ハ四月一日ニ始マル

(6) 伊國ノ會計年度ハ七月一日ニ始マル

一般會計						
總額	昭和一二	※ 三、四八八、八九九	※ 三、一五六、九六三	△ ※ 一、三三一、九三五		
內						
臨時軍事費特別會計へ移替		五〇七、二〇八	六九、四三一	△ 四三七、七七六		
普通		二、九八一、六九一	二、〇八七、五三二	△ 八九四、一五九		
一九三八－三九	昭和一三					
一般會計						
總計		※ 三、五一四、五二一	※ 二、五〇六、四五九	△ ※ 一、〇〇八、〇六二		
內						
臨時軍事費特別會計へ繰入		三一七、一六五	三一七、一六五	〇		
普通		※ 三、一九七、三五六	※ 二、一八九、二九四	△ ※ 一、〇〇八、〇六二		
臨時軍事費特別會計	昭和一二－一四 一九三七－三九	※ 七、三九〇、〇七七	※ 五〇二、五三三	△ ※ 六、八八七、五四四		

下 2/3下

備考

本表は千位未満の端数取捨により計算上差引歳入過不足額と符合せざるものがある。

注記

(1) 別表日本の歳計表　(大昭和十三年一月調査)　頁　二、三

(2)(3) 主要國財政經濟現況　(〃)　三

(4) 一九二八―二九 乃至 一九三〇―三一 〃 一九三四―三五 一九三五―三六 〃　各國租稅制度講義案　一九三六―三七 一九三七―三八 〃　平田大藏事務官講述　昭和十二年　附表　三七　勝政大藏事務官講述　昭和十三年　附錄　三五

(5) 主要國財政經濟現況　(大昭和十三年一月調査)　三

(6) 一九二八―二九 一九二九―三〇 〃 一九三四―三五 一九三五―三六 〃　(〃)　三

○ 一九三〇―三一 乃至 一九三三―三四 〃　(大昭和十一年十二月調査)　五

○一九三〇―三一乃至一九三三―三四年の分は昭和十三年一月調の分歳出額より歳

日本の歳計表

入額を差引きて歳入過不足額に符合せきるを以て昭和十一年十二月調による。

年度	歳出額	歳入額				差引歳入過△不足額
		總額	一般財源	公債及借入金	總額	一般財源
昭和三 (1)	一八一四、八五五、〇一二 円	二、〇〇五、六九一、一〇五 円	一、八四八、六〇六、一〇五 円	一五七、〇八五、〇〇〇 円	一九〇、八三六、〇九三 円	三三、七五一、〇九三 円
四 (2)	一、七三六、三一七、〇五五	一、八二六、四四四、七五一	一、七二六、五八二、一七二	九九、八六二、五七九	九〇、一二七、六九六	九、七三四、八八三
五 (3)	一、五五七、八六三、七三二	一、五九六、九七二、一六九	一、五五八、九七一、八三九	三八、〇〇〇、三三〇	三九、一〇八、四三七	一、一〇八、一〇七
六 (4)	一、四七六、八七五、二六五	一、五三一、〇八二、〇四二	一、四一〇、八〇九、六三四	一二〇、二七二、四〇八	五四、二〇六、七七七	六六、〇六五、六三一
七 (5)	一、九五〇、一四〇、六二四	二、〇四五、二七五、五六九	一、三八五、八八二、九一五	六五九、五九二、六五四	九五、一三四、九四五	五六四、四五七、七〇九
八 (6)	二、二五四、六六二、二三六	二、三三一、七五九、五九四	一、五四八、七二一、六九七	七八三、〇三七、八九七	七七、〇九七、三五八	七〇五、九四〇、五二九

歳入

年度	歳出額	歳入額				差引歳入過△不足額
		總額	一般財源	公債及借入金	總額	一般財源
昭和九 (7)	二、一六三、〇三、九〇五	二、二四六、九八一、六〇五	一、五〇四、四三九、一六〇	七四二、五四二、四四五	八三、九七七、七〇〇	△六五八、五六四、七四五
一〇 (8)	二、二〇六、四七七、九三三	二、二五九、三二一、三〇六	一、五八〇、九五〇、五三五	六七八、三七〇、七七一	五二、八四三、三七三	△六二五、五二七、三九八
一一 (9)	二、二八二、一七五、八〇一、〇八五	二、三七二、〇九八、六一二、七五一	一、七六二、四七六、八三五、五五二	六〇九、六二一、七七九、九九	八九、九二二、八一一、六六六	△五一九、六九八、九六五、五三三
一二 (10)						
一般會計 (11)						
總額	三、五一四、五二一、四一五	三、五一四、五二一、四一五	二、五〇六、四五九、三三五	一、〇〇八、〇六二、〇八〇		
内						
普通	二、九八一、六九一、一八八	二、九一四、九二七、三七九	二、〇八七、五三二、〇五〇	八二七、三九五、三二九	△六六、七六三、八〇九	△八九四、一五九、一三八
一三	五〇七、二〇八、二七〇	五〇七、二〇八、二七〇	大九四三、七〇	四三七、七七六、五六七	〇	△四三七、七七六、五六七
臨時軍事費特別會計移管						
總額	三、四八八、八九九、四五八	三、四三三、一三五、六四九	二、一五六、九六三、七五三	一、二六五、一七一、八九六	△六六、七六三、八〇九	△一、三三一、九三五、七〇五
内						
一般會計	二、八二、一七五、八〇一、〇八五	二、三七二、〇九八、六一二、七五一	一、七六二、四七六、八三五、五五二	六〇九、六二一、七七九、九九	八九、九二二、八一一、六六六	△五一九、六九八、九六五、五三三
臨時軍事費特別會計移管						
普通	二、九八一、六九一、一八八	二、九一四、九二七、三七九	二、〇八七、五三二、〇五〇	八二七、三九五、三二九	△六六、七六三、八〇九	△八九四、一五九、一三八
一三	五〇七、二〇八、二七〇	五〇七、二〇八、二七〇	大九四三、七〇	四三七、七七六、五六七	〇	△四三七、七七六、五六七
一般會計 (11)						
總額	三、五一四、五二一、四一五	三、五一四、五二一、四一五	二、五〇六、四五九、三三五	一、〇〇八、〇六二、〇八〇		
内						

年度	歳出額		歳入額			差引歳入過△不足
			區分			
	總額		一般財源	公債及借入金	總額	一般財源
臨時軍事費特別會計へ繰入	三一七、一六五、二七六 円		三一七、一六五、二七六 円	〇 円	〇 円	〇 円
普通	三、一九七、三五六、一三九		二、一八九、二九四、〇五九	一、〇〇八、〇六二、〇八〇		△一、〇〇八、〇六二、〇八〇
臨時軍事費特別會計(12)	七、三九〇、〇七七、六五一		五〇二、五三三、〇八六	六、八八七、五四四、五六五		△六、八八七、五四四、五六五
	七、三九〇、〇七七、六五一		七、三九〇、〇七七、六五一			

注記

(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8) 明治大正及昭和財政要覽（國政研究會）

(9) 昭和十一年度歳入歳出決算

(10) 第七十三議會成立昭和十三年度歳入歳出豫算額及前年度豫算額比較表（國政研究會）

(11) 〃 〃 〃 〃

(12) 〃 〃 〃 〃

右の指數

主要國歳出額及歳入額の指數は左表の如くである。

○

主要國歳計趨勢の指數表

國別 / 年度	日 歳出	日 歳入	英 歳出	英 歳入	米 歳出	米 歳入	佛 歳出	佛 歳入	獨 歳出	獨 歳入	伊 歳出	伊 歳入
昭和 三	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %
四	九六	九三	一〇一	九七	一〇四	一三三	一三三	一〇二	一一四	一〇〇	九八	

一九二八—二九

一九二九—三〇

※印は豫算

年度＼國別	日	英	米	佛	獨	伊
	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入
一九三〇―三一	八六%	八四%	一〇八%	一〇三%	一〇六%	九六%	七九%	一二六%	一〇五%	一一八%	一二九%	一〇一%
一九三一―三二	六	八一	七六	一〇四	一〇二	一三四	五〇			九六	一〇三	一〇七	八九
一九三二―三三	七	一〇七	七五	一〇五	九九	一三四	五二			八三	八八	一〇八	八四
一九三三―三四	八	一二四	八四	九五	九七	一八五	七七			八四	九四	一一六	八一
一九三四―三五	九	一一九	八一	九七	九六	一九二	九四※一一三	※一〇〇	一一〇	一二二	※一〇六	※九三
一九三五―三六	一〇	一一二	八六	一〇三	一〇一	二三一	一〇二	※一〇八	※九八	不發表	不發表	※一六八	※一〇一
一九三六―三七	一一	一二六	九五	一一〇	一〇七	二一一	一三一	※九一	※八四	〃	〃	※一〇三	※一〇一
一九三七―三八	一二（一般會計總額）※一九二	※一一七	※一一五	※一一二	※一九二	※一五七	※一〇九	※九〇	〃	〃	※一二一	※一〇二
一九三八―三九	一三（一般會計總額）※一九四	※一三六										

二八〇

八

主要國の國債現在高

主要國の最近十箇年間における國債の現在高は左表の如くである。

○

主要國の國債現在高表

（佛國一九三〇、一九三一、一九三二年の各年は三月三十一日現在）

主要國の國債現在高

主要國の最近十箇年間における國債の現在高は左表の如くである。

○

主要國の國債現在高表

（佛國一九三〇、一九三一、一九三二年の各年は三月三十一日現在）

年次	國別	(1) 英（三月末）			(2) 米（六月末）			(3) 佛（一月一日）			(4) 獨（三月末）			(5) 伊（六月末）			(6)
		内債	外債	計	内債	外債	計	内債	外債	計	内債	外債	計	内債	外債	計	
		千円	千円	千円	千磅	千磅	千磅	千弗	千弗	千弗	千法	千法	千法	千國麻	千國麻	千國麻	
一九二八	昭和三	三、九四四、四七三	一、四五三、三九三	五、三九七、八六六	六、五三五、〇〇〇	一、〇九五、〇〇〇	七、六三〇、〇〇〇	二七、六〇四、〇〇〇	三九八、五八七、〇〇〇	四七九、五八七、〇〇〇	六、九四六、〇〇〇	八八三、〇〇〇	七、八三〇、〇〇〇	八六、四四六、〇〇〇	一、八四一、〇〇〇	八八、二八七、〇〇〇	
一九二九	四	四、三七九、九六五	一、四五一、二九五	五、八三一、二六一	六、五三六、〇〇〇	一、〇八四、〇〇〇	七、六二〇、〇〇〇	一六、九三一、〇〇〇	三八八、六六五、〇〇〇	四〇五、五九六、〇〇〇	八、〇七一、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	八、九七一、〇〇〇	八七、一三四、〇〇〇	一、八〇八、〇〇〇	八八、九四二、〇〇〇	
一九三〇	五	四、五一二、六〇八	一、四四六、八四八	五、九五九、四五七	六、五三二、〇〇〇	一、〇七四、〇〇〇	七、五九六、〇〇〇	一六、一八五、〇〇〇	三七九、八七三、〇〇〇	三九六、〇五八、〇〇〇	九、三一一、〇〇〇	一、〇六三、〇〇〇	一〇、三七五、〇〇〇	八八、一〇二、〇〇〇	一、七七三、〇〇〇	八九、八七五、〇〇〇	

年次／國別		日（三月末）(1) 内債 千円	日（三月末）(1) 外債 千円	日（三月末）(1) 計 千円	英（三月末）(2) 内債 千磅	英（三月末）(2) 外債 千磅	英（三月末）(2) 計 千磅	米（六月末）(3) 内債 千弗	米（六月末）(3) 外債 千弗	米（六月末）(3) 計 千弗	佛（一月一日）(4) 内債 千法	佛（一月一日）(4) 外債 千法	佛（一月一日）(4) 計 千法	獨（三月末）(5) 内債 千圓麻	獨（三月末）(5) 外債 千圓麻	獨（三月末）(5) 計 千圓麻	伊（六月末）(6) 内債 千利	伊（六月末）(6) 外債 千利	伊（六月末）(6) 計 千利
一九三一	昭和六	四四七六、七九二	一、四七九、〇三四	五、九二五、八一六	六、五五七、〇〇〇	一、〇六六、〇〇〇	七、五八二、〇〇〇	一六、八〇一、〇〇〇	〇	一六、八〇一、〇〇〇	二八三、〇四〇、〇〇〇	一九七、五〇〇、〇〇〇	四八〇、五四〇、〇〇〇	八、八一九、〇〇〇	三、二七〇、〇〇〇	一二、〇八九、〇〇〇	九一、四四二、〇〇〇	一、七三六、〇〇〇	九三、一七八、〇〇〇
一九三二	七	四、七一五、〇七八	一、四七二、五九九	六、一八七、六五七	六、五五七、〇〇〇	一、〇九〇、〇〇〇	七、六四七、〇〇〇	一九、四八七、〇〇〇	〇	一九、四八七、〇〇〇	二八四、三一五、〇〇〇	一九六、八〇〇、〇〇〇		八、九五七、〇〇〇	三、一八〇、〇〇〇	一二、一三七、〇〇〇	九五、五七二、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	九七、三八八、〇〇〇
一九三三	八	五、六六三、七五三	一、三九〇、四四一	七、〇五四、一九五	六、七九九、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	七、八五九、〇〇〇	二二、五三九、〇〇〇	〇	二二、五三九、〇〇〇	二七八、〇五八、〇〇〇			九、八二〇、〇〇〇	三、〇〇二、〇〇〇	一二、八二三、〇〇〇	九七、二一五、〇〇〇	一、九五三、〇〇〇	九八、一六八、〇〇〇
一九三四	九	六、七三四、四四〇	一、四一四、五九八	八、一三九、〇三八	六、九九四、〇〇〇	一、〇三六、〇〇〇	八、〇三〇、〇〇〇	二七、〇五三、〇〇〇	〇	二七、〇五三、〇〇〇	三〇三、五三八、〇〇〇			一二、三四三、〇〇〇	二、〇二六、〇〇〇	一四、三六九、〇〇〇	一〇二、六三二、〇〇〇	一、九六七、〇〇〇	一〇四、三三九、〇〇〇
一九三五	一〇	七、六八七、五一〇	一、四〇二、九四三	九、〇九〇、四五四	六、八六六、〇〇〇	一、〇三六、〇〇〇	七、九〇三、〇〇〇	三八、七〇一、〇〇〇	〇	三八、七〇一、〇〇〇	三〇四、〇一三、〇〇〇			一二、四七八、〇〇〇	一、七七三、〇〇〇	一四、二五二、〇〇〇	一〇五、七一〇、〇〇〇	一、五五八、〇〇〇	一〇七、二六八、〇〇〇
一九三六	一一	八、五三二、四三九	一、三三一、八六〇	九、八五四、三〇〇	六、八六五、〇〇〇	一、〇三六、〇〇〇	七、九〇一、〇〇〇	三三、五四五、〇〇〇	〇	三三、五四五、〇〇〇	三三三、一四三、〇〇〇			一四、〇五九、〇〇〇	一、六七八、〇〇〇	一五、七三七、〇〇〇	一〇七、〇七八、〇〇〇	一、五五八、〇〇〇	一〇八、六三六、〇〇〇
一九三七	一二	九、二五七、五五〇	一、三一六、九五五	一〇、五七四、五〇六	六、八七七、〇〇〇	一、〇三二、〇〇〇	七、九〇九、〇〇〇	三六、四三五、〇〇〇	〇	三六、四三五、〇〇〇				一五、五五三、〇〇〇	一、四四二、〇〇〇	一六、九九五、〇〇〇			
一九三八	一三	二、五一六、九七三	一、三〇〇、二八三	一二、八一七、二五七															

利率	日（三月末）(1)	英（三月末）(2)	米（六月末）(3)	佛（一月一日）(4)	獨（三月末）(5)	伊（六月末）(6)
	三分半——五分	二分半——五分	三分——四分二五	三分——五分	四分——六分	四分——五分
	四分——六分半	五分			五分半——六分	三分半——五分

（三八二下）

備考

本表は千位未満端數の取捨により計に符合せざるものがある。

註記

(1)

一九二八―三二（昭和二―七）

明治大正及昭和　財政要覽（國政研究會）　三二、三三頁

昭和十三年四月十二日官報　五五一

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

一九三八

主要國財政經濟要覽（大藏省昭和十三年一月調）　二、三

右の指數　主要國國債現在高の指數

○

主要國國債現在高の指數表

年次＼國別		日			英			米			佛			獨			伊		
		内債	外債	計	内債	外債	計	内債	外債	計	内債	外債	計	内債	外債	計	内債	外債	計
一九二八	昭和三	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %	一〇〇 %
一九二九	四	一二	一〇〇	一〇八	一〇〇	九九	一〇〇	九六	〇	九六	九七	一〇〇	九八	一二六	一〇二	一二五	一〇一	九八	一〇二
一九三〇	五	一四	一〇〇	一一〇	一〇〇	九八	一〇〇	九二	〇	九二	九四	一一一	一〇〇	一三四	一二〇	一三四	一〇二	九八	一〇二
一九三一	六	一三	一〇二	一一〇	一〇〇	九七	九九	九五	〇	九五	九五	一〇九	一〇〇	一二七	三七〇	一五四	一〇六	九四	一〇八
一九三二	七	一二〇	一〇二	一一五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一二	〇	一二	九五	一〇九	一〇〇	一二九	三六〇	一五五	一一一	九二	一一〇
一九三三	八	一四四	九六	一三一	一〇四	九七	一〇三	一三八	九二	一一三	九五	一〇九	一〇〇	一四一	三四〇	一六四	一二三	九〇	一一三
一九三四	九	一七〇	九七	一五一	一〇七	九五	一〇五	一五四	一〇二	一五四	九五	一〇九	一〇〇	一七八	三二九	一八四	一一九	八七	一一八
一九三五	一〇	一九五	九七	一六八	一〇五	九五	一〇四	一六三	一〇九	一六三	九五	一〇九	一〇〇	一八〇	三一〇	一八二	一一三	八五	一一二
一九三六	一一	二一六	九二	一八三	一〇五	九五	一〇四	一九一	一一二	一九一	九五	一〇九	一〇〇	二〇二	三一〇	一八二	一一四	八五	一一三
一九三七	一二	二三五	九一	一九六	一〇五	九四	一〇四	二〇七	一一二	二〇七	九五	一〇九	一〇〇	二一四	三一〇	一九〇	一一五	八五	一一三
一九三八	一三	二九二	八九	二三七	一〇五	九四	一〇四	二〇七	一一二	二〇七	九五	一〇九	一〇〇	二一四	三一〇	一九〇	一一五	八五	一一三

甲

群馬県立図書館
0706746-5